

# 資料文書

七十四銀行整理関係資料

関東興信銀行合併資料

六行合同資料

再建整備関係資料

当行創立以前の資料

浦賀銀行創立日記(抄)

県下銀行の変遷

## 七十四銀行整理關係資料

營業ノ景況 (七十四銀行の大正9年上半期第45期——休業直後の決算期——の營業報告書より。この營業報告書は翌10年2月に至って発行された)

- 一、昨年三月財界激變シ株式生糸綿糸等ヲ主トシ急轉直下ノ大暴落ヲ來タン暗雲財界ノ全部ヲ蔽フニ當リ當銀行ハ當地ニ於ケル生糸羽二重等ノ金融ヲ營業ノ主要トナシ居タル爲メ甚大ノ影響ヲ蒙リ又多額ナル資金ノ固定ハ著シク當銀行ノ金融能力ヲ梗塞セリ加之此時ニ際シ當銀行ニ對スル面白カラサル風説ノ流布セラル、アリ取引先不安ノ念ハ日ヲ逐フテ増加シ連續シテ預金ノ引出アリ同業者ノ爲替戻回收亦日ヲ逐フテ増加セリ當銀行ハ此間ニ處シ内ニシテハ貸出金ノ回收ニ努メ外ニシテハ極力資金ノ調達ヲ圖リ日本銀行亦多大ナル援助ヲ與ヘラレタルモ五月ニ入りテ各方面ノ資金ノ取付著シク急調トナリ當銀行當時ノ資力ヲ以テシテハ遂ニ之ニ應スルノ途ヲ立ツル能ハス遺憾ナカラ同月二十四日臨時休業ヲナスノ已ムナキニ至レリ當期ノ諸勘定ノ消長ハ以下各項ニ記スル如シ吾人淺識劣才財界ノ推移ニ處スル途ヲ誤リ株主各位平生ノ信賴ニ孤負セシ責任寔ニ重大ナルヲ痛感ス
- 一、當銀行臨時休業ノ已ムナキニ至ルヤ吾人ハ直ニ其諸勘定ヲ整理シ缺損見込額ヲ査定シ各位ニ報告シ其善後處分ニ付審議ヲ煩ハスコトヲ當時ノ第一ノ義務ナリト思考セリサレト當時財界ノ大動搖ハ底止スル所ヲ知ラス其取引先ノ信用程度及貸出金ニ對シ取入レタル擔保價格ハ遽ニ以テ査定スル能ハサルモノアリ且又當時本縣知事ノ推舉ニ依リテ整理相談役ノ起テラリ依テ吾人ハ其整理案ノ確定ヲ待テ同案ト共ニ正確ナル決算ニ付各位ノ審議承認ヲ求ムルノ可ナルヲ思考シ其筋ノ認可ヲ經テ現時迄決算報告ヲ延期セリ請フ幸ニ各位之ヲ諒恕セラレシコトヲ

## 七十四銀行及横濱貯蓄銀行整理處分案 (第一次整理案)

- 一、横濱市ノ有志者ハ資本金壹百萬圓ノ新銀行ヲ設立シ其營業ノ一部トシテ右二行ノ整理事務一切ヲ引受クル事
- 二、新銀行ハ前項ノ整理完了迄無配當トシ株主ニ配當シ得ベキ利益ノ全部ハ之ヲ留保シ置キ必要ニ應ジ無償ニテ右二行ノ整理勘定ニ繰入ル、事
- 三、七十四銀行ノ缺損額ヲ査定シ同行ノ現在資産一切ト茂木氏ガ其債務ノ辨濟ニ充ツル爲メ相談役ニ提供シタル財産中、相談役ガ七十四銀行ニ割當ツル部分トヲ以テ之ガ填補ニ充テ其不足ヲ純缺損トス
- 四、七十四銀行ノ債務ニ對シテハ左ノ方法ニ依リ償却スル事
- (一) 一口貳千五百圓迄ノ小口預金其他ノ無擔保債權ハ此際全部之ヲ支拂フコト但利息ハ之ヲ拋棄スルノ承諾ヲ求ムルコト
- (二) 一口貳千五百圓ヲ越ユル金額ノ預金其他ノ無擔保債權ニ對シテハ此際貳千五百圓宛ヲ支拂フコト但利息ハ之ヲ拋棄スルノ承諾ヲ求ムルコト
- (三) 前號ニ依リ辨濟ヲ爲シタル殘餘ノ預金其他ノ無擔保債權ニ付テハ無利息十箇年間ノ償却方法ノ承諾ヲ求メ之ニ對シテハ銀行ノ有スル財産ヲ處分シ其債權ヲ取立テ之ヲ利殖シ漸次該方法ニ從ヒ支拂ヲ爲スコト
- (四) 海外ノ銀行ニ對スル債務ハ前數號ノ外別ニ償却ノ方法ヲ講ズルコト
- (五) 擔保付債權者ニ對シテハ二箇年間擔保權執行ノ猶豫ト利息拋棄ノ承諾ヲ求ムルコト

右ノ猶豫ヲ承諾シタル債權者ニ對シテハ新銀行ハ前項ノ期間内ニ於テ適當ト認ムル時期ニ擔保物ノ處分ヲ求メテ辨濟ヲ爲シ若シ不足ヲ生ズル時ハ其不足額ハ第三號ニ準シ取扱ヲ爲スノ承諾ヲ求ムルコト  
擔保權ノ執行猶豫ヲ承諾セザル債權者ニ對シテハ擔保物ヲ處分シテ不足ヲ生ジタル元利殘額ハ之ヲ拋棄スルノ承諾ヲ求ムルコト

五、橫濱貯蓄銀行ノ缺損額ヲ査定シ同行ノ現在資産一切ト未拂込株金ヲ拂込マシメタルモノトヲ以テ之ガ填補ニ充テ其不足ヲ純缺損トス

但大谷嘉兵衛氏ハ本行ニ緣故アルノ故ヲ以テ任意ニ金二十萬圓ヲ十箇年賦ニテ提供スル旨ヲ申出デラレタルニ依リ之ヲ本行ノ資産中ニ計上スルモノトス

六、橫濱貯蓄銀行ノ債務ニ對シテハ左ノ方法ニ依リ償却スル事

- (一) 一口貳千五百圓迄ノ小口預金其他ノ債權ハ此際全部ノ支拂フコト但貯蓄預金ノ外利息ハ之ヲ拋棄スルノ承諾ヲ求ムルコト
- (二) 一口貳千五百圓ヲ越ユル金額ノ預金其他ノ債權ニ對シテハ此際貳千五百圓宛ヲ支拂フコト但貯蓄預金ノ外利息ハ之ヲ拋棄スルノ承諾ヲ求ムルコト
- (三) 前號ニ依リ辨濟ヲ爲シタル殘餘ノ貯蓄預金元利ニ對シテハ貯蓄銀行條例第四條ニ依リ供託金ト取締役ヨリ提供スル財産(概算參拾萬圓ノ見積リ)トヲ以テ支拂ヲ爲スコト
- (四) 前二號ニ依リ完済ヲ受ケザル預金其他ノ債權ニ付テハ無利息十箇年間ノ償却方法ノ承諾ヲ求メ之ニ對シテハ銀行ノ有スル財産ヲ處分シ其債權ヲ取立テ之ヲ利殖シ漸次該方法ニ從ヒ償却ヲ爲スコト

七、本案實行ノ見込立チタルトキハ二行ハ左ノ條件ニ基キ新銀行ヨリ第四項第一、二、四號及第六項第一、二、三號ノ支拂資金ノ融通ヲ受クル事

- (一) 新銀行ハ政府ヨリ壹千六百萬圓ヲ低利ニテ十箇年間貸下ゲヲ受クルコト
- (二) 新銀行ハ前號ニ依リ政府ノ貸下金ノ辨濟ニ充ツル爲メ二行ノ資産全部ヨリ何時融通金元利ノ優先辨濟ヲ受クルモ二行ノ無擔保債權者及預金者ニ於テ異議ナキ旨ノ承諾ヲ求ムルコト
- (三) 新銀行ノ政府ニ對スル債務ニ付テハ左ノ銀行ニ於テ連帶保證ノ責任ヲ負ハルベキ承諾ヲ求ムルコト  
第二銀行 平沼銀行 左右田銀行 橫濱貿易銀行 橫濱商業銀行 橫濱實業銀行 神奈川銀行 渡邊銀行

若尾銀行ハ目下合名會社ナルモ近ク有限責任組織ニ變更セラレ其上ニテ前記各行ト同一ノ保證責任ヲ負ハルベキコトヲ若尾幾造氏ニ於テ明言セラレタリ

八、七十四銀行及ビ橫濱貯蓄銀行ガ本案ニ依リ債權者ニ爲ス支拂財産ノ處分其他一切ノ整理事務ハ總テ新銀行ニ於テ二行ニ代リ其取扱ヲ爲ス事

九、新銀行ハ二行ノ整理事務ヲ執行スル爲メ實際ニ要スル經費ノ支辨ヲ受ケ且二行所有ノ家屋及什器一切ヲ無償ニテ使用スルノ外二行ヨリ何等ノ報酬ヲ受ケザル事

十、二行ノ整理完了後新銀行ガ其營業ヲ繼續スル場合ニハ右二行ト合併スルノ精神ヲ以テ適當ニ資本ヲ增加シ其増加新株ハ二行ノ一口貳千五百圓ヲ越ユル金額ノ預金者(貯蓄預金者ヲ除ク)其他ノ無擔保債權者並ニ二行ノ現在株主ニ對シ其債權額若クハ株金拂込額ノ按分比例ニテ新銀行ノ株主ト均等ノ割合ヲ以テ優先引受ノ權利ヲ與フル事

二行ノ株主ニ新銀行ノ新株引受ノ權利ヲ與フル場合ニハ二行ノ現在重役(取締役及ビ監査役)ノ持株ニ割當ツル部分ハ右重役ニ於テ重役以外ノ各株主ノ株金拂込額ノ按分比例ニテ其引受權利ヲ右各株主ニ移付スベキ事

説 明 (承諾書徵求にかかわる)  
説明書

此度七十四銀行（横濱貯蓄銀行を含む以下同じ）の破綻に就ては皆様の御迷惑は萬々御察し申します。私共は當初井上知事より同行の整理相談役を頼まれまして實は微力ではありますが、成敗利鈍を顧みるの違なく兎に角御請をして爾來日夜奔走致して居る次第であります。同行の状態は私共の考へた以上に重大にして若し同行の滞貸が遂に回収出來ぬものとすれば株金も積立金も皆償却して仕舞つても尙貳千四百萬圓位不足が立つと思はれます。而して今の處其の滞貸は到底回収出來そうもありませんから今假りに之を缺損と見做す時は同行の資産中より切落さねばならぬのでありますが、之を切落しても其の残額は直に拂戻さるゝ譯ではありません。乃ち是は同行の貸金を取立て擔保流を處分し、土地家屋を賣却して漸く拂戻さるゝのでありますから従來の例を見ても少くも六、七年は掛るのであります。其の上に清算費用だの破産管財人の手数料だのと莫大の費用を要しますから結局預金者又は債權者の懐に入るものは元金百圓に對して參拾五圓位が關の山にて夫れも六、七年はかゝるのであります。

同行には五萬五千人の預金者と四百名の債權者がありまして、預金者中には小口の預入をなしたるものが大多數でありますから萬一破産にでもなつたら是等の人々の慘狀は目も當てられぬことゝ存じます。夫故私共は是非とも同行を救済せねばならぬと決心したのであります。併し同行の事態は餘りに重大にして普通の救済杯は到底及びも付かぬのでありますから先づ大體の案を定めて政府の力を藉るの外ないと考へ色々御願ひしました所、政府に於ても小口預金者等の境遇に同情せられ、快く援助を承諾して呉れましたので、茲に愈々整理案を發表する運となつたのであります。

本整理案の旨意は（第一）七十四銀行に關係したものは不運とあきらめ相當の損失を蒙むらねばならぬこと（第二）同じ損をするにしても資力の豊かなものは其の分に應じたる損失に堪へ得らるゝが、小口預金者に對しては同じ事を強ゆることは困難であるから是等の人々には政府の援助の許に特別の取計をすと云う二點が主たる者であります。此の趣意に基き一口貳千五百圓以下の預金及び債權は全部元金のみを一時に支拂い利息だけを損して貰い夫れ以上の大口預金、大口債權は金高に拘はず一口貳千五百圓宛の元金を支拂い、其の残りを十年間延期して貰い利息は一切之が免除を求むるのであります。但し毎年百分の二位宛は辨済し得る勘定であります。是は年々同行の資産を運用して得たる剩餘金の一部を以て預金及び債權の辨済に當て他の一部は之を積立てゝ置き、利倍増殖して十年の終りには丁度缺損を填むることが出来る計算でありますから、夫れと同時に資産を回収して皆様の債權を悉皆仕拂い得る計畫であります。私共はあらゆる調査を爲し考慮を費したる結果、預金者に取りて尤も有利なる解決は本整理案の實行より外にない和確信したのであります。政府も、日本銀行も、七十四銀行の内容を詳しく調査したる結果、本整理案尤も適當なるものと贊同して千六百萬圓の貸下げを承諾されたのであります。東京、横濱の銀行團も同意見でありますから私共は先づ本案を最善と認めて切に皆様の御賛成を願う次第であります。單に計算から見ましても破産の場合には百圓の元金に對し六、七年掛つて漸く參拾五圓位を回収するに過ぎず夫も聊か覺束なく思はるゝに本案によれば十年目には百圓全部の辨済を得るのでありますから、其の損得は同日の談ではありません。況んや計算以外に本案によれば皆様の義俠と同情とにより五萬有餘の小口預金者を救済し得る美舉を爲し遂げる事が出来るのであります。更に一つの重要な條件は政府から借りた金は十年の終りに返さねばならぬことは勿論であります。政府は之を貸すに付いては七十四銀行の資産に對する優先擔保を條件とするのであります。而して尙其の上に横濱の組合銀行が政府に對し連帶保證の責任を負はねばならぬことでもあります。横濱の各銀行は七十四銀行の整理の爲に斯る重大の責任を負うことを快諾せられたのは私共は勿論皆様も感謝に堪へぬことゝ存じます。従つて七十四銀行の資産に對し政府の優先擔保を認むることは皆様の御賛成を乞はねばなりません。之が出來ざれば整理案の實行は出來ず又之

を賛成した迎皆様の實益を害する恐れは殆んどないのであります。

其の他の條件に付ては整理案に付き御覽を願います。本整理案は關係者の全部が一人残らず承諾せざれば効力がないのでありますから皆様が承諾下されても其の承諾は全部が承諾した時始めて効力を生ずるのであります。従つて他に先だちて速かに承諾さるゝも決して承諾した方計りに迷惑や義務を負はする様な事は萬々ありませんから可成速かに御承諾を願いたないのであります。一日早く承諾されゝば一日早く支拂が開始されるのでありますから早く承諾することが皆様の利益であります。

私共本案を實行するには何處迄も正義の觀念により如何なる場合でも斷じて何人に對しても特別の取扱は致しません。之が爲に最後の一人でも承諾を得ることが出来なかつたら不得止私共の力の及ばぬことゝあきらめて整理相談役を辭退致します。

私共は皆様の利益を思うて微力を盡しても皆様が之を承認しなければ退くより外に途がないのであります。此の度の件に付ては七十四銀行に何も直接利害の關係なき横濱の有力者は皆様に同情し僅かながら新たに百萬圓の銀行を起して整理の一切を引受け加うるに其の銀行の利益は整理の完了する迄全部無償で之を提供するのであります。丸で關係のない他人でさへ同行整理の爲に斯く迄損失と勞力とを吝まぬのでありますから皆様も小口預金者の爲に同情して是非共速かに御承諾を願いたないのであります。

整理案に付て御判りにならぬ點又は御不審の點あらば御尋ねにより何時でも喜んで御説明を致しますから御遠慮なく御問合せを願います。御承諾下さるゝ場合には承諾書に御署名の上捺印して下名等迄御送附を願います。

大正九年八月廿四日

株式會社 七十四銀行

株式會社 横濱貯蓄銀行

整理相談役

原 富 太 郎

渡 邊 福 三 郎

若 尾 幾 造

井 坂 孝

各 位

### 承 諾 書 (第一次整理案に対する 債権者の承諾書)

#### 一 金 圓

前記拙者ノ株式會社七十四銀行ニ對スル債權ニ付左ノ各項ヲ承諾ス

一、別記同行及株式會社横濱貯蓄銀行ノ整理處分案ノ各項ニ異議ナキコト

二、拙者ノ債權ニ屬スル未收利息及ビ將來受取ル可キ利息ハ之ヲ拋棄スルコト

三、拙者ノ債權ニ付テハ此際金貳千五百圓ヲ支拂ヒ其殘額ハ整理處分案ニ依リ一口金貳千五百圓迄ノ債權ニ對スル支拂ヲ開始シタル日ヨリ起算シ次項ニ掲グル方法ニ依リ十年間ニ辨濟ヲ爲スコト

四、拙者ノ債權ニ對スル辨濟方法ハ銀行ノ財産ヲ處分シ其債權ヲ取立テ之ヲ利殖シ此内ヨリ毎年政府ノ貸下金ノ利息及整理中ニ生ズル必要ノ經費ヲ控除シ其ノ殘額中ヨリ債權額ノ百分ノ二ヲ下ラザル辨濟ヲ爲シ其殘餘ハ十年間之ヲ重利利殖シ十箇年ノ終リニ於テ其全部ヲ辨濟スルコト但シ毎年ノ辨濟ハ新銀行ニ於テ豫メ定メタル一定ノ時期ニ於テ之ヲ爲スコト

五、新銀行ニ於テ可能ナリト認ムルトキハ前二項ノ期限内ニ於テモ債權殘額全部ヲ辨濟シテ整理ヲ完了ス

ルヲ得ルコト

六、本承諾書ノ各項ニ抵觸セザル範圍内ニ於テ債權證書ノ形式ヲ改ムルコト

七、本承諾書ハ一口貳千五百圓迄ノ債權ニ對スル支拂ヲ開始シタルトキヨリ其效力ヲ生ズルコト  
以上

大正九年 月 日

住 所  
姓 名

株式會社 七十四銀行御中

### 契 約 書 (整理受託にかかわる契約書)

株式會社横濱興信銀行取締役頭取原富太郎ヲ以下甲ト稱シ株式會社七十四銀行取締役頭取茂木惣兵衛ヲ以下乙ト稱シ株式會社横濱貯蓄銀行取締役頭取茂木惣兵衛ヲ以下丙ト稱シ當事者間ニ左ノ通り契約ス

第一條 乙及丙(以下二行ト並稱ス)ハ各自甲ニ對シ別紙二行整理處分案ニ基キ其各條項ニ從ヒ二行ノ整理ヲ爲スヘキ一切ノ事務ヲ委託シ甲ハ其事務ヲ處理スヘキコトヲ承諾致候事

第二條 乙及丙ハ甲ニ對シ二行各自ノ預金者及其他ノ債權者ノ全部カ整理處分案ニ基キ爲スヘキ辨濟方法ニ對シ承諾ヲシタルコトヲ誓約致候事

第三條 乙及丙ハ甲ニ對シ甲カ二行整理資金トシテ日本銀行ヨリ貸下ヲ受ケ二行ニ割振り融通シタル合計金壹千六百萬圓也ノ元利債務ニ對シ二行ノ資産全部ヨリ他ノ預金者及其他ノ債權者ニ優先シテ何時ニテモ該融通金ノ辨濟ヲ爲スヘキコトヲ諾約致候事

第四條 乙及丙ハ甲ニ對シ二行ノ整理事務ヲ處理スルニ付必要ナル一切ノ費用ヲ負擔可致候事但各自ノ支拂フヘキ金額ハ甲ノ重役會ノ決議ニ依據スヘキモノトス  
二行所有ノ土地家屋及什器一切ハ整理完了ニ至ルマテ甲ニ於テ無償ニテ之ヲ使用可致候事  
前二項ノ外甲ハ第一條ノ整理事務ヲ處理スルニ付二行ヨリ何等ノ報酬ヲ受ケサルコトヲ承諾致候事

第五條 甲ハ二行ノ整理完了迄無配當トシ株主ニ配當スヘキ利益ノ全部ハ之ヲ留保シ置キ二行ノ整理完了ノ際其資産不足額填補其他二行ノ整理上必要ナル金額ヲ無償ニテ二行ノ整理勘定ニ繰入ル、コトヲ約諾致候事

以上ノ契約ヲ證スルタメ本書參通ヲ作成シ其當事者ニ於テ署名捺印シ各壹通宛ヲ所持スルモノナリ

大正九年十二月十七日

横濱市南仲通貳丁目貳拾番地

甲 株式會社横濱興信銀行

右銀行取締役頭取 原 富 太 郎 印

同所同番地

乙 株式會社七十四銀行

右銀行取締役頭取 茂 木 惣 兵 衛 印

同所貳拾貳番地

丙 株式會社横濱貯蓄銀行

右銀行取締役頭取 茂 木 惣 兵 衛 印

## 契 約 書 (政府貸下金にかかわる 日本銀行に対する契約書)

株式会社七十四銀行並ニ株式会社横濱貯蓄銀行救済ノ爲メ株式会社横濱興信銀行ニ對シ兩行整理資金貸下方原富太郎等ヨリ政府ニ歎願致候處政府ニ於テ特別ノ御詮議ヲ以テ貴行ニ内達有之候趣ニテ今般貴行ヨリ政府貸下金千六百萬圓也ヲ株式会社横濱興信銀行ニ對シ御融通可被成下ニ付株式会社横濱興信銀行及本契約ニヨル債務辨濟ノ連帶保證者タル株式会社第二銀行、株式会社平沼銀行、合資會社左右田銀行、株式会社横濱貿易銀行、株式会社横濱商業銀行、株式会社神奈川銀行、株式会社渡邊銀行（以下單ニ連帶保證七銀行ト稱ス）ハ貴行ニ對シ左ノ條項ヲ契約スルモノトス

- 第一條 株式会社横濱興信銀行ハ日本銀行ヨリ手形割引ノ方法ニヨリ金壹千六百萬圓ノ融通ヲ受クルモノトス
- 第二條 本融通金ハ株式会社横濱興信銀行ヨリ之ヲ株式会社七十四銀行及株式会社横濱貯蓄銀行ニ融通シ兩行ノ預金其他ノ無擔保債務ニ付キ一口ニ對シ金貳千五百圓ヲ限度トスル支拂資金ニ充當セシムル外他ノ目的ニ使用セサルモノトス
- 第三條 本融通金ノ割引歩合ハ年二分トス
- 第四條 本融通金ハ融通ヲ受ケタル日ヨリ向フ拾ケ年以内ニ相違ナク日本銀行ニ完済スルモノトス  
本契約ニヨル手形ハ九十日以内ノ期限トシ期日ニ於テ切替ヲ行フモノトス
- 第五條 本融通金ノ存續期間中日本銀行ハ株式会社横濱興信銀行、株式会社七十四銀行及株式会社横濱貯蓄銀行ヲ監督シ何時ニテモ其ノ業務及財産並ニ兩行整理ノ狀況ヲ検査シ且必要ナル一切ノ計表及報告書ヲ徵求シ得ルモノトス
- 第六條 連帶保證七銀行ハ日本銀行ヨリ請求アリタル時ハ直チニ其ノ業務並ニ財産ノ狀況ニ關スル各般ノ計表及報告書ヲ差出スヘキモノトス
- 第七條 株式会社七十四銀行、株式会社横濱貯蓄銀行、株式会社横濱興信銀行及連帶保證七銀行カ合併、解散、増資、減資、其他財産上重大ナル變更ヲ生スヘキ行爲ヲ爲サントスルトキハ其都度日本銀行ノ承認ヲ經ヘキモノトス
- 第八條 第四條第一項所定ノ期限内ト雖モ株式会社七十四銀行及株式会社横濱貯蓄銀行ノ整理進行ノ狀況ニヨリ日本銀行ニ於テ本融通元利金ノ一部若クハ全部ノ返済ヲ請求スルトキハ株式会社横濱興信銀行ハ其請求元利金額ヲ日本銀行ニ返済スヘキモノトス
- 第九條 左ノ場合ニ於テ日本銀行ヨリ請求スルトキハ第四條第一項所定ノ期限内ニ拘ラス株式会社横濱興信銀行ハ本融通元利金ノ全部ヲ一時ニ返済スヘキモノトス
- 一、株式会社横濱興信銀行、連帶保證七銀行及株式会社七十四銀行、株式会社横濱貯蓄銀行カ本契約ニ違背シタルトキ
  - 二、株式会社横濱興信銀行、株式会社七十四銀行、株式会社横濱貯蓄銀行カ解散、破産、支拂停止ヲナシタルトキ
  - 三、株式会社横濱興信銀行ニ於テ株式会社七十四銀行、株式会社横濱貯蓄銀行、ノ整理不能ト認メタルトキ
  - 四、日本銀行ニ於テ以上各號ノ一ニ類似スル理由アリト認メタルトキ
- 第十條 本融通元利金ノ辨濟ニ充ツル爲メ株式会社横濱興信銀行ハ本融通金ヲ株式会社七十四銀行及株式会社横濱貯蓄銀行ニ融通シタルニ因リ兩行ニ對シ有スルニ至ル債權ニ付兩行ノ資産全部ヨリ何時ニテモ兩行ニ對スル預金其他ノ無擔保債權ニ先チ優先ニ辨濟ヲ受クルノ權利ヲ有スルモノトス

株式會社橫濱興信銀行、株式會社七十四銀行及株式會社橫濱貯蓄銀行ハ株式會社七十四銀行及株式會社橫濱貯蓄銀行ノ預金者其他ノ無擔保債權者ノ全部カ前項ノ優先辨濟ヲ承諾シタルコト竝ニ株式會社七十四銀行及株式會社橫濱貯蓄銀行カ將來ニ於テ日本銀行ノ承諾ヲ經スニテ新ナル債務ヲ負ハサルヘキコトヲ確保ス

第十一條 本融通元利金ニ對スル債務ノ辨濟ヲ擔保スル爲メ株式會社橫濱興信銀行ハ本融通金ヲ株式會社七十四銀行及株式會社橫濱貯蓄銀行ニ融通シタルニ因リ兩行ニ對シ有スルニ至ル債權ニ付キ日本銀行ノ爲メ質權ヲ設定スルモノトス

第十二條 本契約ニヨル株式會社橫濱興信銀行ノ債務ニ付テハ連帶保證七銀行ニ於テ連帶保證ノ責任ヲ負フモノトス

右契約條項確實ニ履行スヘキコトヲ證スル爲メ本契約證差入候也

大正九年拾貳月貳拾五日

株式會社橫濱興信銀行

頭 取 原 富 太 郎 圓

株式會社第二銀行

頭 取 原 富 太 郎 圓

株式會社平沼銀行

取締役頭取 平 沼 久 三 郎 圓

合資會社左右田銀行

業務擔當社員 左 右 田 棟 一 圓

株式會社橫濱貿易銀行

取締役頭取 金 子 政 吉 圓

株式會社橫濱商業銀行

專務取締役 戶 塚 吉 太 郎 圓

株式會社神奈川銀行

取締役頭取 加 藤 八 郎 右 衛 門 圓

株式會社渡邊銀行

取締役頭取 渡 邊 福 三 郎 圓

日本銀行總裁 井 上 準 之 助 殿

本契約中株式會社七十四銀行、株式會社橫濱貯蓄銀行ニ關係アル條項ニ就キテハ總テ異議無之契約上ノ業務トシテ決シテ違背仕問敷候也

株式會社七十四銀行

頭 取 茂 木 惣 兵 衛 圓

株式會社橫濱貯蓄銀行

頭 取 茂 木 惣 兵 衛 圓

### 七十四銀行、橫濱貯蓄銀行第二次整理案

一、政府貸下金千六百萬圓ニ對シテハ此際五百萬圓ヲ返濟シ、殘額千百萬圓ハ利率四分貳厘トシ十ヶ年間償還猶豫ヲ乞フコト



- 但右償還期限ニ於テ七十四銀行及横濱貯蓄銀行ノ資産ニ付他ノ債權者ニ先チ優先辨濟ヲ爲スコト
- 二、一般債務ハ此際壹千萬圓ノ限度ニ於テ支拂ヲナシ殘額ハ無利子トシ、十ヶ年後ニ支拂フコト。但政府ヨリノ借入金ハ右一般債務ニ先ダチ優先償還ヲナスコトニ同意セシムルコト
- 三、日本銀行借入金ハ無利息トシ昭和六年末ヲ第一回トシ、毎年金五萬圓宛十ヶ年間年賦辨濟ヲ爲シ、十ヶ年後ノ殘存額ニ付テハ政府貸下金並ニ一般債務辨濟ノ後七十四銀行及横濱貯蓄銀行殘存資産（整理滿期ノ際横濱興信銀行ヨリ無償提供シタル利益蓄積金ヲ含ム）並ニ其後ニ於ケル横濱興信銀行ノ毎期利益金中ヨリ返濟スルコトトシ、十ヶ年ノ終リニ於テ返濟計畫ヲ立ツルコト、シテ本整理案ヨリ除外スルコト
- 四、政府貸下金ニ對スル支拂利子歩合年四分二厘ノ内三分ハ日本銀行ニ於テ負擔ヲ乞フコト
- 五、横濱興信銀行ハ此際留保利益金貳百參萬圓ヲ兩行ノ整理資金補填ノ爲メ提供シ、七十四銀行ノ勘定ニ移スコト
- 六、横濱興信銀行ハ本整理ノ完了スル迄利益金ヲ蓄積シ、整理滿期ノ際其全部ヲ整理資金トシテ前記兩銀行ニ無償提供スルコト
- 七、整理期間ハ十ヶ年トスルコト
- 八、其他總テ大正九年八月兩行整理處分案ニ準據スルコト
- 以上

### 株式會社七十四銀行並ニ横濱貯蓄銀行整理ニ付請願

株式會社七十四銀行並ニ横濱貯蓄銀行ノ整理ニ付テハ種々多大ノ御配慮ヲ蒙リ感謝罷在候右ノ件ニ付テハ先般來再三願出候通りノ事情ニ有之候處今回政府並ニ貴行ノ御内意ニ基キ甚ダ勝手ケ間敷儀ニ候へ共別記整理案作成仕候該整理案ニヨリ

- (一) 政府御貸下金千六百萬圓中五百萬圓ヲ返濟仕リ殘額千百萬圓ハ利率年四分二厘トシ十ヶ年間据置御延期ヲ相願ヒ
- (二) 一般債務千五百四十七萬圓中壹千萬圓ヲ限度トシ支拂ヒ殘額五百四十七萬圓ハ小數大口預金者中ヨリ一部分無利息十ヶ年ノ延期ヲ求メ十ヶ年後ニ之ヲ支拂フコト、致シ

斯クテ右二口支拂後ノ兩行殘存資産千三百六十五萬圓並ニ其毎年ノ利益金中ヨリ政府御貸下金利息並ニ貴行ヨリノ借入金ニ對スル年賦金ヲ支出シ、其餘剩金ヲ十ヶ年間運用累積シ十ヶ年ノ終リニ於テ政府御貸下金殘額壹千百萬圓並ニ一般債務殘額五百四十七萬圓ヲ返濟致度次第ニ有之候間何卒政府ニ於テ該整理案御承認成下様偏ニ貴行ノ御援助ヲ相仰申候

尙別記整理案ニ記載致候通り貴行ヨリノ借入金五百十二萬三千圓無利息十ヶ年間御延期相願昭和六年末ヲ第一回トシ毎年金五萬圓宛十ヶ年間年賦返濟仕十ヶ年後ノ殘存額ニ就テハ政府御貸下金並ニ一般債務辨濟ノ後七十四銀行並ニ横濱貯蓄銀行殘存資産及其後ノ横濱興信銀行利益中ヨリ返濟スルコト、シ十ヶ年後ニ於テ更メテ返濟計畫相立御願中上グルコトニ御依頼致度又政府御貸下金ニ對スル支拂利息四分二厘ノ内參分ハ從來通り貴行ニ於テ御負擔相願度候

右ハ何レモ甚ダ勝手ナル御願ニ候へ共事情御諒察ノ上何卒御聽許被成下度併テ奉願上候 敬具

昭和五年十二月二十日

株式會社横濱興信銀行

頭 取 原 富 太 郎 印

日本銀行總裁 土 方 久 徵 殿

## 七十四銀行並ニ横濱貯蓄銀行第三次整理案

- (一) 一般預金者ハ過去二十ケ年無利息ナリシニ付今回ハ其未拂殘額金五百五拾參萬四千七百七拾參圓四拾九錢也ノ全額支拂ヲ爲スコト  
此支拂資金ハ七十四商事ノ實際資産約六百七拾萬圓ノ内即時資金化シ得ルモノヲ以テ之レニ充ツルコト
- (二) 政府御貸下金殘額壹千壹百萬圓也ニ付テハ其一部ハ七十四商事ノ資産中一般預金ヲ全額拂致シタル殘餘資産即チ特殊株式及所有不動産等即時換金シ得ザル資産ヲ以テ御返濟資金ニ充當スルコト  
此特殊株式及不動産等ノ換金方法ハ向フ五ケ年間ノ御猶豫ヲ乞ヒ其間ニ於テ逐次換金且ツ利殖シ昭和二十年十二月二十四日約貳百萬圓ヲ内入返濟致スコト  
右約貳百萬圓を控除シタル約九百萬圓也ニ付テハ左記ノ通り日本銀行ノ御援助金及横濱興信銀行ノ提供金ヲ以テ年賦支拂ノ方法ニ依リ返濟致スコト
- (イ) 昭和十五年十二月二十五日以降ノ利息ハ年二分ニ御引下ゲヲ願フコト  
但シ返濟年限ヲ短縮スル意味ニ於テ成ル可ク無利息ニ御願ヒ致度サスレバ約二十四年間ニテ完済出來申候
- (ロ) 日本銀行ヨリハ從來通り一ケ年金參拾參萬圓也ノ御援助金ヲ仰グコト
- (ハ) 横濱興信銀行ハ自行ノ利益金中ヨリ昭和十六年以降辨濟完了ニ至ル迄毎半期末金貳萬圓宛壹ケ年合計金四萬圓宛ヲ支出提供スルコト
- (ニ) 前記日本銀行ノ御援助金年三十三萬圓ヨリ年二分ノ割合ニ依ル利息ヲ差引キタル殘額金及横濱興信銀行ヨリノ提供金年四萬圓也ハ之レヲ元金ノ年賦辨濟金ニ充當シ昭和十六年度ヨリ實行スルコト  
右ノ方法ニ依レバ後記計算書ノ通り昭和十五年十二月二十五日ヨリ向フ約三十四ケ年半ニテ元利金全部完済スルコトヲ得
- (三) 日本銀行借入金殘額約四百貳拾九萬圓ニ付テハ本年末金五萬圓也ヲ内入辨濟シ殘額ハ昭和五年末第二次整理案ノ御趣旨ニ基キ御免除願ヒ度キコト

## 右御願ノ理由

(1) 大正九年整理案作成當時ハ約五萬五千人ノ預金者ト約四百人ノ債權者トアリ其内小口預金者ガ大多數ニシテ政府御貸下金ハ之ヲ按分比例ニ依ラズ預金債權者各一口毎ニ最高金貳千五百圓迄ヲ支拂ヒ利息ハ全部免除ヲ願ヒ其餘ノ預金債權者ハ十ケ年後ニハ必ズ全額支拂フベキ確約ノ下ニ十ケ年無利息延期ノ犠牲ヲ願ヒタル處其十ケ年ノ終リ即チ昭和五年末ニ於テモ政府ヘ金五百萬圓也御返濟ノ爲一般預金者ニ對シ全額拂不能トナリ之レガ支拂方法ニ付種々研究シタル結果千五百餘口ノ預金者ニ對シ一々一部支拂延期ノ承諾ヲ求ムルコトハ甚ダ困難ノ事ニテモアリ且ツ夫レガ爲メ横濱興信銀行ノ信用ヲ失墜シ重大ナル結果ヲ惹起スベキヲ懸念シ六萬圓未滿ノ約壹千四百口ヲ全拂シ夫レ以上ノ分即チ現在殘存ノ預金者ニ對シテハ其金高ニ依リ六萬圓又ハ預金高ノ五割或ハ三割ヲ支拂ヒテ其殘額ヲ今日迄更ニ十ケ年無利息据置延期ヲ乞ヒ前後ヲ通ジ二十ケ年無利息ノ犠牲ヲ拂ハンメタルコト

右昭和五年末壹千萬圓ノ支拂方法ニ於テ按分比例ニ依ラザリシコトニ付テ現在殘存ノ預金者ヨリ強硬ナル異議ノ申出デアリ中ニハ訴訟ヲ提出シ來タリタルモノサヘアリ百万個願シテ昭和十五年末ニハ全額拂ヲ誓約シテ右訴訟ノ取下ゲ及其他ノ預金者ノ延期承諾書ヲ乞ヒタルコト

(2) 繰ソテ政府御貸下金ニ對シテハ日本銀行ノ御援助金及七十四支出金ヲ合シテ最初ノ十年間ニ利息トシテ金八百萬圓ヲ納附シ昭和五年末ニ於テ元金ノ内入金トシテ五百萬圓ヲ返濟シ、其後ノ十年間ニ利息トシテ金四百六拾貳萬圓（本年末迄ノ分ヲ含ム）ヲ納附シ既ニ合計ニ於テ金壹千七百六拾貳萬圓（元金ハ壹千六百萬圓）ヲ納附致シ居ルコト

(3) 即チ等シク救濟セラルベキ預金者ノ内今日殘存セル預金者ハ二十ヶ年無利息延期ヲ強要セラレ他ノ大多數ノ預金者ハ十年前既ニ全額支拂ヲ受ケ居レリ（但シ利息ハ全額拋棄セリ）然ルニ特別ノ御思召ヲ以テ御救濟相成リタル政府ハ前記ノ如ク既ニ元金全額以上ニ御回收相成リ居リ尚今後モ長期ナレ共利息ヲ附シテ元利全額御返濟致スコト

(4) 右政府御貸下金壹千六百萬圓ハ大正九年七十四銀行休業當時ノ整理案ニ基キ貳千五百圓以下ノ小口預金（貳千五百圓以上ノ預金ニ對シテハ一ロニ付貳千五百圓ヲ限り支拂フ）ノ支拂資金トシテ借用シタルモノニテ全部小口拂ノ資金ニ充當シ七十四銀行モ横濱興信銀行モ全然運用資金トシテ利用シ居ラザルコト

(5) 然ルニ整理受託銀行タル横濱興信銀行ノ株主ハ七十四整理援助ノ爲是又過去二十ヶ年無配當トシ毎年ノ利益ハ之レヲ蓄積シテ昭和五年末ニ於テ既ニ貳百參萬圓ヲ提供シ更ニ本年末ニ於ケル提供豫定額ハ約參拾四萬圓ニシテ合計金貳百參拾七萬圓ヲ提供致スコト

(6) 政府ノ御貸下金ハ元々當時ノ經濟界安定ノ爲メ即チ破綻休業シタル七十四銀行並ニ横濱貯蓄銀行兩行ノ預金者（約五萬五千人）救濟ノ爲メニ特別ノ御思召ヲ以テ御貸下相成リタルモノナルニ付其御貸下ノ御趣旨ニ基キ今回ハ前記二十ヶ年無利子ノ犠牲ヲ拂ヒ居ル一般預金者ニ全額拂ノ御承認ヲ仰キ度キコト

(7) 一般預金者ニ對スル横濱興信銀行ノ義務

本年末萬一預金者ニ對シ全額拂フ致サル場合ハ整理案第二項「新銀行ハ前項ノ整理完了迄無配當トシ株主ニ配當シ得ベキ利益ノ全部ハ之ヲ留保シ置キ必要ニ應ジ無償ニテ右二行ノ整理勘定ニ繰入ル、事」及三行間「興信、七十四、貯蓄間」ノ契約第五條「甲ハ二行ノ整理完了迄無配當トシ株式ニ配當スベキ利益ノ全部ハ之ヲ留保シ置キ二行ノ整理完了ノ際其資産不足額填補其他二行ノ整理上必要ナル金額ヲ無償ニテ二行ノ整理勘定ニ繰入ル、コトヲ約諾致候事」ニ依リ横濱興信銀行ハ七十四ノ一般預金債權者ニ對シ何時迄モ義務ヲ負ヒ從ツテ何時迄モ配當ガ出來ズ興信將來ノ發展上最モ大ナル支障トナルコト

前記ノ通り政府ハ最初ノ御貸下金壹千六百萬圓ニ對シ既ニ元利合計壹千七百六拾貳萬圓御回收相成候ニ對シ一般預金者ハ本年末假令全額拂ヲ受クル共漸ク元金ノミヲ回收スルニ止マル次第ニシテ殊ニ政府御貸下金ニ對シテハ日本銀行御援助ノ下ニ始メノ十年間ハ年五分ノ割合ニ依ル利息ヲ御支拂ヒ致シ居リ昭和五年末以降ハ漸ク年四分二厘ニ御引下ゲ相願ヒ今日ニ至リ候得共之レトモ一般ノ金利標準ヨリ見且ツ破綻銀行ノ救濟資金トシテハ相當高率ノ様ニ被存而已ナラズ右元利金ヲ御支拂致候其殘額ニ付テモ前記ノ支拂方法ニ依リ御行ノ御援助金及七十四商事ノ殘餘資産並ニ横濱興信銀行提供金ヲ以テ長期ニハ相成候得共元利完済ノコトニ相成ル可ク候

尙政府御貸下金ニ付テハ大正九年御貸下ノ當時一般預金者ヨリ優先辨濟ノ承諾ヲ求ムル様御指示相成タルニ付其様ニハ致置キ候得共其當時ノ實情ヲ申上grenバスクセザレバ手續上破綻銀行救濟ノタメノ御貸下ヲ願ヒ得ズ又斯クシタリトテ十ヶ年後ニハ政府御貸下金モ一般預金債務モ全部支拂出來得ル計算ナリシニ付預金者ヨリ承諾書ヲ求ムル際優先權ノ爲メ一般預金債權者ノ實益ハ毫モ害サル旨明言致シ又政府及日本銀行ニ於カセラレテモ同様ニ思料セラレ其當時政府並ニ日本銀行ノ御内認ヲ經テ一般預金者ニ發送シタル書面ノ中ニモ「七十四銀行ノ資産に對シ政府ノ優先擔保を認むることは皆様の御賛成を乞はねばなりません之れが出來ざれば整理案ノ實行は出來ず又之を賛成した迎皆様の實益を害する恐れは殆どないのであります」ト記載公表致シアル様ノ次第ニ付其當時ニ於ケル政府、預金者、及債務者タル七十四銀行間ノ微妙ナル實情御賢察願上候

以上甚ダ勝手ケ間敷御願ニ候得共

- (イ) 大正九年休業當時五萬五千餘口ノ預金者ニ對シ其整理案ニ御承諾ヲ願フニ際シ其當時トシテハ銀行ノ休業ト申ス事ハ全く未曾有ノ悲惨事ニシテ承諾書ヲ求ムルニ付テハ今日ヨリ想像モ及バザル言語ニ絶スル困難有之候結局理窟ヲ超越シテ財界安定ト申ス大局の見地ニ基キテ無理ニ全預金者ノ御承諾ヲ纏メタル實情ニ有之候
- (ロ) 又昭和五年末第二次整理案ノ際ハ壹千萬圓ノ拂戻ガ按分比例ニアラザル爲メ現在殘存ノ預金者ヨリ強硬ナル反對多々有之遂ニ訴訟ノ提起迄相受候得共是亦理窟抜キニテ無理ニ御承諾ヲ願ヒタル次第ニ候
- (ハ) 右ノ如ク現在殘存ノ預金者ニ對シテハ幾度モ無理ナル御承諾ヲ願ヒタル次第ニ付今回政府並ニ日本銀行ニ於カセラレテモ何卒前記情狀御酌量ノ上特別ノ御詮議ヲ以テ
- (一) 一般預金者ニ對スル未拂預金全額支拂ノ儀御聽許被成下度
- (二) 政府御貸下金ノ殘餘債務ニ付テハ前記ノ通り元利御支拂可仕候間御延期御承認相仰ギ度且利息ハ年貳分ニ御引下願上度
- (三) 貴行毎年金參拾參萬圓ノ御援助金ハ前記ノ通り御繼續願度
- (四) 貴行借入金ノ内本年末金五萬圓也ヲ入金シタル殘額ハ御免除願上度

以上只管奉悃願候也

### 七十四商事株式會社整理ニ付請願書

株式會社七十四銀行並ニ株式會社橫濱貯蓄銀行（現在合併シテ七十四商事株式會社ト改稱）整理ノタメ貴行ヲ通シ政府ヨリ御貸下ケ相願候金壹千六百萬圓ノ殘額金壹千壹百萬圓ハ本年十二月二十四日支拂期日ト相成居候處同社ハ右ノ外ト同時ニ支拂ヲ要スヘキ一般債務五百五拾參萬八千餘圓ヲ負擔セルニ對シ資産ハ僅カニ六百九拾餘萬圓ニ過キス多額ノ負債超過ニテ此際到底全債務ヲ完済致兼候ニ就テハ甚ダ勝手ケ間敷御願ニテ寔ニ恐入候得共事情御諒察ノ上左記整理案ニ依リ同社債務整理ノ儀何卒御聽許被成下度此段奉悃願候

昭和十五年十月十五日

株式會社 橫濱興信銀行  
頭 取 井 坂 孝  
七十四商事株式會社  
專務取締役 村 田 繁 太

日本銀行總裁 結 城 豐 太 郎 殿

### 七十四商事株式會社債務整理案

- 一、一般債務五百五拾參萬八千參拾壹圓八錢ハ本年十二月二十四日左記ノ通り内四百拾貳萬貳百六拾九圓七拾參錢ヲ限度トシテ支拂ヒ殘額免除ヲ乞フコト
- (イ) 神奈川縣五拾萬圓ハ全額免除ヲ乞フコト
- (ロ) 朝鮮銀行五拾萬四千貳百五拾壹圓五拾四錢、橫濱正金銀行貳拾六萬貳千四百拾壹圓八拾四錢、日本勸業銀行拾參萬參千五百五圓九拾四錢、三菱銀行八萬九百七拾五圓、昭和銀行九萬六千四百七拾貳圓拾九錢ハ各其ノ三分ノ一ヲ支拂ヒ殘額免除ヲ乞フコト
- (ハ) 神奈川縣農工銀行參拾貳萬壹千六百九拾九圓參拾貳錢ハ其半額ヲ支拂ヒ殘額免除ヲ乞フコト

(二) 第十銀行拾參萬八千七百六拾七圓參拾貳錢ハ内拾萬圓ヲ支拂ヒ殘額免除ヲ乞フコト

(ホ) 其他一般債務參百五拾萬參百四拾七圓九拾參錢ハ全額之ヲ支拂フコト但本債務ニ付テモ一部免除ヲ受クル様極力努力スルコト

二、日本銀行借入金四百貳拾八萬九千九百拾七圓五拾四錢ハ本年末第二次整理案ニヨル賦金五萬圓ヲ入金シ殘額ハ政府貸下金完済ノ時迄無利息ニテ据置キ右完済後七十四商事株式會社ニ尙殘餘資産アラハ之ヲ以テ辨済シ殘餘資産ナキトキハ債務免除ヲ乞フコト但大正十年五月六日取立ノ爲メ貴行ヨリ再讓渡受ケタル商業手形四通參萬七千六百拾圓ノ取立金ハ從來通り本借入金ニ内入ヲナスモノトス

三、政府貸下金壹千壹百萬圓ハ利息ヲ年二分ニ引下ケヲ乞ヒ昭和十六年以降同三十年末迄十五ケ年間ニ左記ノ方法ニ依リ分割辨済スルコト

自昭和十六年上期		
至同二十年下期	每 期 末	100千圓
自同二十一年上期	同	200千圓
至同二十五年下期		
自同二十六年上期	同	300千圓
至同三十年上期		
昭和三十年下期末		5,300千圓
合 計		11,000千圓

四、第一項ニ依リ一般債務ヲ支拂ヒタル後ノ七十四商事株式會社殘存資産ハ横濱興信銀行ニ於テ管理シ政府貸下金ノ辨済資源ニ充當スルコト

五、横濱興信銀行ハ第三項政府貸下金分割辨済ニ必要ナル金額ヲ其利益金中ヨリ提供シ右辨済ノ履行ヲ確保スルコト

六、横濱興信銀行ハ昭和三十年末ニ於ケル政府貸下金五百參拾萬圓ノ辨済ヲ確保スル爲メ昭和二十二年下期以降同三十年上期迄每期ノ利益中ヨリ左記ノ金額ヲ以テ國債ヲ購入シ日本銀行ニ預ケ入ル、コト(預入國債ノ利息ハ更ニ國債ニ投資シ同様預ケ入ル、モノトス)

自昭和二十二年下期		
至同二十七年上期	每 期 末	250千圓
自同二十七年下期		
至同三十年上期	每 期 末	300千圓

七、日本銀行ハ左記ノ方法ニ依リ横濱興信銀行ヲ援助セラレタキコト

(イ) 政府貸下金ニ對スル利息(年二分ノ割)ノ支拂ヲ負擔ス

(ロ) 横濱興信銀行ニ對シ左記ニ依リ特別融通ヲ爲ス

1 融 通 額 2,000千圓

2 利 率 年一分(日歩二厘七毛三糸ノ割)

但手形切替ノ場合ノ日歩ハ重複セシメサルコト

3 融通期間 昭和十六年ヨリ同二十五年末迄十ケ年間

但第一項(イ)鮮銀外四行ニ對スル債務支拂額カ上記豫定額ヲ超過シタル場合ハ其超過額ニ應ジ融通期間ヲ三ケ年半ノ範圍内ニ於テ更ニ延長スルモノトス

4 擔 保 國債

以 上

## 関東興信銀行合併資料

### 合併理由書 (昭和7年大蔵省に対し合併の認可申請をした際の理由書)

株式会社横濱興信銀行ハ大正九年資本金壹百萬圓 (貳拾五萬圓拂込) ヲ以テ株式会社七十四銀行並ニ株式会社横濱貯蓄銀行ノ整理受託銀行トシテ設立セラレ其後昭和二年株式会社左右田銀行及昭和三年株式会社第二銀行ノ資産負債ヲ繼承シ現在ニ至リタリ

其ノ間大正十三年株式会社關東銀行及株式会社關東貯蓄銀行破綻ノ結果其救済ヲ當時ノ神奈川縣知事清野長太郎殿ヨリ株式会社横濱興信銀行ニ對シ極力援助方懇願アリタルニヨリ大正十四年株式会社關東興信銀行ヲ設立シ關東銀行並關東貯蓄銀行ノ整理ヲ受託セリ

而シテ株式会社關東興信銀行設立ニ際シ大蔵省ヨリ將來横濱興信銀行ト合併スヘキ様御内意ニヨリ別紙寫ノ通り將來弊兩行ハ合併スヘキ上申書ヲ提出シテ株式会社關東興信銀行設立御認可アリタル次第ナリ

從來株式会社横濱興信銀行ハ株式会社關東興信銀行ガ株式会社關東、株式会社關東貯蓄兩銀行ヘ其債務整理支拂資金ヲ融通スルニ當リ其援助乃至昭和二年金融恐慌ニ際シ又ハ關東興信ノ發展ト同行ノ地盤トセル神奈川縣下一圓ノ産業界發達ノ爲メ常ニ關東興信銀行ヲ指導援助スル等 (現在資金援助額四百十餘萬圓) 所謂「親銀行、子銀行」ノ密接ナル關係ヲ以テ今日ニ至レリ其間銀行法ノ改正アリ當局ノ銀行合併懇願ノ御趣旨ニ從フ爲弊行等ノ合併ノ速ニ實現センコトヲ期シ居タルニ幸ヒ株式会社横濱興信銀行ハ昭和五年末ヲ以テ受託セル七十四、横濱貯蓄銀行ノ整理ノ大半ヲ終リ關東興信銀行モ亦受託セル關東並ニ關東貯蓄ノ整理ヲ昭和二年末ヲ以テ大半ヲ終リタルニ因リ曩ニ提出セル上申書ニ基キ從來「親銀行、子銀行」ノ關係ヲ更ニ一歩進メ豫テ期待セル合併ヲ實行シ今時ニ諸經費モ相當ノ節減ヲ爲シ得テ弊行營業ノ發展ヲ圖リ地方金融界ノ發達ニ資セントスル次第ナリ

### 上 申 書 寫

今般株式会社關東興信銀行ノ創設ニ際シ株式会社横濱興信銀行ガ之レニ所要ノ資金ノ融通ヲナスノ外特殊ノ便宜ヲ與フルニ至リタル所以ハ全ク兩行ニ純然タル親子關係ヲ保有スヘキ默契ヲ有シ結局兩行ハ適當ノ時期ニ於テ合併スルヲ最モ便宜トシ且ツ理想トスルモノナルコトヲ双方當事者連署ヲ以テ特ニ上申候也

大正十四年十二月十六日

株式会社 横濱興信銀行

取締役頭取 原 富 太 郎 ㊟

株式会社 關東興信銀行

取締役頭取 井 坂 孝 ㊟

### 假 契 約 書

株式会社横濱興信銀行 (甲) ハ株式会社關東興信銀行 (乙) ヲ合併スルニ付兩行ハ其ノ重役會ノ決議ニヨリ左記事項ヲ契約ス

第一條 甲ハ乙ヲ合併シテ存續シ乙ハ解散ス

- 第二條 合併後ノ甲ノ資本金ハ貳百萬圓トス
- 第三條 乙ノ株式額面五拾圓拂込拾貳圓五拾錢ニ對シ甲ハ其ノ一株額面五拾圓拂込拾貳圓五拾錢ノモノヲ後記第十三條合併實行ノ期日現在ノ乙ノ株主ニ交附シ乙ハ其期日ニ於ケル一切ノ資産負債ヲ甲ニ引繼グモノトス
- 第四條 乙ヨリ甲ニ引繼クヘキ資産負債ハ乙ノ昭和七年六月三十日現在ノ貸借對照表ヲ基礎トシテ作成セル別紙資産負債引繼目錄記載ノ通りトス
- 第五條 前項目錄記載ガ事實ニ相違シ又ハ隠レタル瑕疵、未拂金等アル場合ハ引繼ノ時ヨリ六ヶ月内ニ甲カ之ヲ發見シタルトキハ本假契約當時ノ乙ノ取締役ハ個人トシテ連帶シ其損害ノ賠償ニ任ズルモノトス
- 第六條 昭和七年六月三十日ヨリ本假契約締結ノ日迄ノ間ニ於ケル乙ノ資産負債ノ増減變更ハ別ニ明細書ヲ以テ甲ニ引繼クモノトス
- 第七條 乙ハ本假契約締結ノ日ヨリ合併ノ實行ニヨリ資産負債ノ引繼ヲナス時迄ハ善良ナル管理者ノ注意ヲ以テ甲ニ引繼クヘキ資産ヲ管理スルハ勿論、價額ニ影響ヲ及ホスヘキ行爲其ノ他資産負債ノ状態ニツキ不利益ナル變更ヲ生スヘキ行爲ニ付テハ豫メ甲ノ同意ヲ得ヘキモノトス
- 第八條 乙ハ本假契約締結ノ翌日ヨリ合併ノ實行ニヨリ資産負債ノ引繼ヲナス時迄ハ乙ノ日計表、諸貸出日報、諸借入金日報等其他甲ニ於テ必要ト認ムル書面ヲ甲ニ差出シテ乙ノ資産負債ノ増減變更一切ヲ甲ニ報告スルモノトス
- 第九條 甲ハ何時ニテモ乙ノ營業全般ニ付帳簿ノ検査其他ノ調査ヲナン諸計表ヲ徵求シ又ハ引繼ヲ受クヘキ資産ノ管理ニ付意見ヲ述ヘ場合ニヨリテハ直接管理ヲナスコトヲ得ルモノトス
- 第十條 甲ハ乙ノ現在營業所ノ内横須賀支店、長井支店ヲ除キ其他全部ノ支店、出張所ヲ甲ノ支店、出張所トシテ存置スルモノトス
- 第十一條 乙ガ本假契約上ノ義務ニ違反シタルトキハ甲ハ催告ヲ要セスシテ直ニ本假契約ヲ解約スルコトヲ得ルモノトス
- 第十二條 甲及乙ハ昭和七年八月三十一日迄ノ間ニ於テ成ル可ク速カニ各株主總會ヲ開キ本假契約ヲ附議シ其承認ヲ受クルト同時ニ甲ハ定款變更ノ決議ヲナスモノトス
- 第十三條 合併實行ノ期日ハ昭和七年十一月一日トス但シ已ムヲ得サル事情アルトキハ甲乙兩行取締役ノ協議ニヨリ之ヲ變更スルコトヲ得
- 第十四條 本假契約ハ甲及乙ガ株主總會ノ承認ヲ受ケタルコト並ニ大藏大臣ノ合併認可アリタル上之ヲ甲乙相互ニ通知シタルトキハ當然本契約タル效力ヲ生ジ若シ甲乙何レカ一方ノ株主總會ニ於テ本假契約ヲ承認セサルカ又ハ大藏大臣ノ認可ヲ得サルトキハ本假契約ハ當然無効トス
- 第十五條 乙ノ取締役ハ本假契約上ノ乙ノ各義務ニ付個人トシテ連帶シ其責ヲ負フモノトス
- 第十六條 本假契約ニ記載ナキ事項ニシテ本假契約ニ關聯スルコトハ甲乙双方ノ取締役ニ於テ協議決定スルモノトス

右契約ノ證トシテ本書貳通ヲ作成シ甲乙各自壹通ヲ保有スルモノナリ

昭和七年七月貳拾七日

株式會社 横濱興信銀行

取締役 全 員

監査役 全 員

株式會社 關東興信銀行

取締役 全 員

監査役 全 員

## 六行合同資料

## 假 契 約 書 (鎌倉銀行の例)

株式會社橫濱興信銀行 (以下單ニ甲ト稱ス) ハ株式會社鎌倉銀行 (以下單ニ乙ト稱ス) ノ營業ヲ讓受クルニ付兩行代表者間ニ左記假契約ヲ締結スルモノトス

第一條 乙ハ其ノ營業ノ全部ヲ甲ニ讓渡シ解散スルモノトス

第二條 甲ハ前條ニ依リ讓受ケタル資産負債ノ差額ニ相當スル金額ヲ其ノ引渡ト同時ニ乙ニ支拂フモノトス

第三條 本假契約ハ乙ノ昭和十六年十月三日現在日計表記載金額ヲ基礎トシ締結スルモノニシテ同日以後營業讓渡實行當日迄ノ乙ノ資産負債及損益ノ増減異動ニ付テハ別ニ計算書其ノ他甲ノ指定スル方法ニ依リ明確ナラシメ之ヲ甲ニ通知シ其ノ承認ヲ受クルモノトス

第四條 乙ヨリ引繼ヲ受ケタル各種預金其ノ他ノ對外債務ニ付テハ甲乙連名ニテ各預金者其ノ他ノ債權者ニ對シ債務更改ノ承認ヲ求ムルモノトス

前項引繼負債ノ内甲ニ引繼ヲ承諾セサルモノアルトキハ甲ハ乙ニ代リ之カ支拂ヲ爲スモノトス

第五條 乙ヨリ引繼ヲ受ケタル諸貸出金中手形其ノ他指圖債權ニアリテハ債權讓渡ノ方法ニ依リ又指名債權ニアリテハ甲乙連名ニテ債務者ノ承諾ヲ求メ各確定日附ヲ徴スルモノトス

第六條 前條諸貸出金ノ内甲乙ノ債權讓渡ヲ承諾セサルモノアルトキハ甲ハ當該債權ヲ乙ニ返却シ乙ハ之ニ相當スル金額ヲ甲ニ交付スルモノトス

第七條 乙ヨリ引繼ヲ受クヘキ預金ニ對スル未拂利息、未經過利息、未經過割引料、未拂諸稅公課、未拂火災保險料其ノ他營業ニ關スル一切ノ未拂損金ト預ケ金、諸貸出金ニ對スル引繼實行當日迄ニ屬スル未收利息等ハ乙ニ於テ正確ニ計算シ引繼當日甲乙各現金ヲ以テ決濟スルモノトス

第八條 前條ニ依リ甲ニ於テ立替ヘタル乙ノ未收利息金額ニシテ營業讓渡實行後六ヶ月以内ニ債務者ヨリ支拂ヲ受ケサルモノアルトキハ該金額ハ乙ニ於テ即時現金ヲ以テ甲ニ對シ之カ辨濟ヲ爲スモノトス

第九條 甲ハ暖簾料トシテ金四拾六萬五千圓也ヲ營業讓渡實行當日乙ニ支拂フモノトス

第十條 乙ヨリ甲ニ引繼キタル資産負債ニ關シ引繼實行後貳ケ年以内ニ於テ隠レタル瑕疵ノ發見ニ因リ甲ニ損害ヲ及ホシタルトキハ乙ノ取締役及監査役ハ各個人ノ資格ニ於テ連帶シテ之カ辨償ノ責ニ任スルモノトス

第十一條 營業讓渡實行期日ハ昭和十六年十二月十三日トシ引繼ノ實行ハ乙ノ本店ニ於テ甲乙代表者立會ノ上之ヲ爲スモノトス

第十二條 甲ハ營業讓受實行ト同時ニ乙ノ本店、支店跡ニ夫々支店ヲ、出張所跡ニ出張所ヲ設置スルモノトス

第十三條 乙ハ昭和十六年十一月二十九日現在日計表ヲ基礎トシ第一條ニ依リ甲ニ引繼クヘキ資産負債明細書ヲ乙ノ同日現在日計表ト共ニ各貳通ヲ作成シ其ノ壹通ヲ引繼實行十日前ニ甲ニ提出スルモノトス

第十四條 乙ノ使用人ハ原則トシテ甲ニ於テ新規採用ノ方法ニ依リ使用スルモノトス

第十五條 甲及乙ハ昭和十六年十一月二十九日午前十一時ヲ期シ各臨時株主總會ヲ開催シ甲ハ本假契約ノ承認、乙ノ營業全部ノ讓受及支店設置ニ伴フ定款變更ヲ又乙ハ本假契約ノ承認、營業全部ノ讓渡及乙ノ解散其ノ他右ニ關シ必要ナル事項ヲ夫々決議スルモノトス



本假契約ハ前項ニ依ル各株主總會ニ於テ承認決議ヲ得タルトキハ直ニ本契約トシテノ效力ヲ發生スルモノトス

第十六條 本假契約ハ甲及乙ノ各株主總會ニ於テ前條ニ定ムル各事項ノ承認決議ヲ得サルトキハ甲ノ支店、出張所設置若クハ乙ノ解散ニ關シ大藏大臣ノ認可ヲ得サルトキハ當然其ノ效力ヲ失フモノトス

第十七條 本假契約締結後ハ乙ハ善良ナル管理者ノ注意ヲ以テ其ノ業務ヲ執行スルハ勿論對價ナクシテ義務ノミヲ負擔シ又ハ權利ノ拋棄ヲ爲シ若クハ定例以外ノ支出ヲ爲サントスルトキハ其ノ都度豫メ甲ノ承諾ヲ求ムルモノトス

第十八條 甲又ハ乙ノ内何レカ本假契約ニ違背シ若クハ第十一條ノ營業讓渡實行期日迄ニ天災不可抗力其ノ他ノ事由ニ因リ乙ノ財産ニ著シキ減少ヲ生シタルトキハ甲及乙ハ何時ニテモ無償ニテ本假契約ノ解除ヲ爲シ得ルモノトス

第十九條 本假契約ニ規定セサル事項ニシテ營業讓渡實行上ニ必要ナル事項ハ各條項ノ趣旨ニ反セサル限り甲乙代表者間ニ於テ協定ノ上之ヲ實行スルモノトス

右假契約ノ證トシテ本書貳通ヲ作成シ甲及乙ノ各代表者記名捺印ノ上各其ノ壹通ヲ保有スルモノナリ  
昭和十六年十一月十日

横濱市中區住吉町四丁目四拾貳番地

株式會社横濱興信銀行

取締役頭取 井 坂 孝<sup>㊟</sup>

鎌倉市小町參百九番地

株式會社鎌倉銀行

取締役頭取 栗 田 傳 兵 衛<sup>㊟</sup>

#### 假契約附帶覺書 (平塚江陽銀行の例)

株式會社横濱興信銀行(以下單ニ甲ト稱ス)ト株式會社平塚江陽銀行(以下單ニ乙ト稱ス)トノ間ニ昭和十六年十一月十日ヲ以テ締結シタル假契約ニ附帶シテ兩行代表者間ニ左ノ條項ヲ確約ス

第一條 乙カ甲ニ讓渡スヘキ資産中營業用土地、建物、什器、所有不動産及貸付金ノ引繼價額ハ左記ニ依ルモノトス

##### 營業用土地

引繼價額 25,185圓45

記帳價額 11,631圓45

##### 營業用建物

引繼價額 88,825圓12

記帳價額 32,941圓12

##### 營業用什器

引繼價額 25,717圓93

記帳價額 8,143圓93

##### 所有不動産

引繼價額 280,977圓27

記帳價額 195,634圓27

## 貸 付 金

引繼價額 2,196,197圓29

記帳價額 2,236,950圓51

第二條 乙カ甲ニ讓渡スヘキ有價證券ノ引繼價額ハ昭和十六年十月十六日現在ノ時價ニ依ルモノトシ其ノ引繼價額ハ左ノ通りトス

引繼價額 1,946,441圓18

記帳價額 1,902,827圓91

但公社債ノ昭和十六年十一月九日迄ノ經過利息ニ付テハ利子税ヲ差引キタル金額ヲ甲ヨリ乙ニ交付スルモノトシ株式配當落又ハ新株其ノ他ノ權利落價格ヲ以テ引繼ヲ決定シタル株式ニ付テハ當該株式配當金又ハ權利金ハ乙ニ歸屬スルモノトス

第三條 前條ニ依リ引繼價額ノ確定シタル有價證券ハ昭和十六年十一月十日之カ引渡ヲ為スモノトス前項ニ依リ引渡シヲ爲シタル有價證券ノ代金ハ營業讓渡實行ノ當日迄甲ニ於テ之ヲ預リ置キ其ノ前日迄日歩六厘ノ割合ニ依ル利子ヲ乙ニ交付スルモノトス

第四條 乙ノ昭和十六年十月十六日附日計表資産中左記ノモノハ之ヲ引繼ヨリ除外スルモノトス

## 一、所有有價證券

伊勢原自動車株式會社 100 株

記帳價額 2,000圓

## 一、貸 付 金

債務者 原田榮太郎

債權額 32,907圓53

第五條 假契約第十條ニ定ムル「隠レタル瑕疵」ニハ主トシテ左ノモノヲ含ムモノトス

一、引繼資産ニシテ引繼當時既ニ權利ノ保全其ノ他手續上缺陷アリタルモノ

二、引繼資産ニシテ引繼當時既ニ偽造、失權、時效完成其ノ他ノ事由ニ依リ無効ナリシモノ

三、引繼タル不動産カ實測ノ結果登記簿ノ表示ト相違シ其ノ價額カ引繼價額ニ著シク不足スルモノ

四、引繼資産ニツキ讓渡前ニ存シタル事由ニ基キ第三者カ所有權其ノ他ノ權利ノ主張ヲ爲スモノ

第六條 營業讓渡ニ關シ要スル共同ノ費用ハ甲乙折半シテ負擔スルモノトス

第七條 其ノ他資産ノ引繼ニ關シ甲及乙ノ間ニ意見ノ一致ヲ見サルモノアリタルトキハ之カ裁定ヲ大藏省ニ一任スルモノトス

右契約ヲ證スル爲本書貳通ヲ作成シ甲及乙ノ代表者記名捺印ノ上各自其ノ壹通ヲ保有スルモノナリ

昭和十六年十一月十日

横濱市中區住吉町四丁目四拾貳番地

株式會社横濱興信銀行

取締役頭取 井坂 孝<sup>㊟</sup>

平塚市平塚新宿壹四七六番地

株式會社平塚江陽銀行

取締役頭取 田中庄七<sup>㊟</sup>

## 不動産ニ關スル特別覺書

今回承繼致スヘキ不動産ハ大部分宅地建物ナルカ宅地建物ニ付テハ「宅地建物等價格統制令」ニ依リ其ノ最高價格ヲ讓受價格ニ制限セラル、タメ、將來弊行カ之ヲ換價セムトスルトキ讓受價格以上有利賣却ヲ爲シ得サルタメ弊行ハ巨額ナル不動産ヲ相當長期間ニ亘リ比較的低位廻ニ於テ保有スル一方將來地價低落ノ不利ヲ負擔スルノミト可相成ニ付此ノ際不動産ニ付テハ假契約第十九條ニ依ル讓渡實行ノ方法トシテ

(一) 不動産ハ登記上讓渡ノ形ヲ採ラサルコト

(二) 乙ハ解散ニ依リ清算會社トナリタル後、弊行ノ橫濱地所株式會社ニ合併スルコトト致度（商法第四一九條Ⅰ、第九八條Ⅱ）

就テハ

一、十二月十三日營業讓渡實行後御行ニ於テ株式ニ對シ清算配當御支拂ノ際（可及的速ニ）株主ヨリ當該株式全部ヲ白紙委任狀付ニテ御回收相成リ弊行ニ御引渡ノ上弊行ノ指定名義人ニ名義變更ノ手續御取運相成度、

二、且ツ其ノ上清算會社ト橫濱地所會社トノ合併方ニ付御協力願度、 以 上

## 引繼六行合併勘定

讓 渡 資 産	金 額	引 渡 債 務	金 額
	圓		圓
現 金	2,519,638.653	當 座 預 金	5,118,957.406
有 價 證 券	26,578,781.68	特 別 當 座 預 金	21,155,513.775
同 上 利 息 配 當 金	116,118.89	通 知 預 金	86,337.75
別 口 株 式	304,876.—	定 期 預 金	18,399,711.27
預 ケ 金	5,854,811.22	別 段 預 金	14,717.58
金 錢 信 託	950,000.—	据 置 預 金	4,655.—
商 業 手 形	2,557,051.57	借 入 金	
荷 付 爲 替 手 形	1,819.55	他 店 借	763,988.374
手 形 貸 付	3,800,245.37	預 金 利 子 諸 稅	960.60
證 書 貸 付	3,367,749.29	假 受 金	23,866.80
當 座 貸 越	1,093,349.87	未 拂 送 金	5,053.20
他 店 貸	1,124,425.18		
營 業 用 土 地	170,237.45		
〃 〃 建 物	586,987.09		
〃 〃 什 器	179,136.09		
所 有 不 動 産	1,305,169.084		
假 別 口 債 權	950.61		
	61,605.71		
合 計	50,573,407.357	差 引 受 取 代 金	4,999,645.602
		合 計	50,573,407.357

六行讓受代金支拂明細表

行 名	貸借對照表支拂分	未 收 未 拂 分	暖 簾 料	合 計
秦 野 銀 行	400,279圓	△ 23,530圓	50,000圓	426,749圓
鎌 倉 銀 行	625,536	△ 126,044	465,000	964,492
足 柄 農 商 銀 行	391,511	△ 12,867	50,000	428,644
相 模 銀 行	791,888	△ 26,093	53,000	818,795
明 和 銀 行	1,991,033	△ 64,627	190,000	2,116,406
平 塚 江 陽 銀 行	799,398	△ 51,922	100,000	847,476
合 計	4,999,645	△ 305,083	908,000	5,602,562

## 再建整備関係資料

(旧勘定債権者に対するあいさつ状)

拜啓 毎々格別の御引立に預り有難厚く御禮申上ます

今般金融機関再建整備法の規定により當行の最終処理方法書は認可され、昭和二十三年三月三十一日新勘定及び舊勘定の区分は消滅いたしました

右最終処理方法書の確定損の額は左の通りであります

科 目	帳簿価額 (昭和23. 3. 31) (イ)	評價益(ロ)	確定損(ハ)	評價額(イ)+(ロ)-(ハ)
	圓	圓	圓	圓
貸出金	237,033,590.00	0	22,616,543.59	214,417,046.41
有價証券	133,625,984.54	32,922.90	105,781,840.99 (主トシテ外國證券及興業債券)	27,877,066.45
預ケ金	31,422,424.63	0	14,858,568.30 (資金統合銀行=對スル預ケ金)	16,563,856.33
貸付有價証券	419,400.00	4,389.00	0	423,789.00
本文店未達勘定	13,318,900.39	0	13,318,900.39	0
未拂込資本金	715,200.00	0	715,200.00	0
雜勘定	1,811,779.92	0	1,811,779.92	0
當期總損金	64,915,300.56	0	64,915,300.56	0
處分濟舊勘定 資産評價損	6,288,600.10	0	6,288,600.10	0
新勘定評價損	1,703,825.29	0	1,703,825.29	0
計	491,255,005.43	37,311.90	232,010,559.14	259,281,758.19

右の確定損の整理負擔額は左の通りであります

	金額	%
第一號確定益	99,661,300.37	100
第二號積立金	1,608,203.76	100
第三號資本金	1,800,000.00	90
第四號預金等	0	0
第五號預金等	794,378.47	50
第六號預金等	3,358,886.20	30
第七號預金その他の整理債務	124,787,790.34	58
計	232,010,559.14	

右によりますと昭和二十三年三月三十一日に貴殿の御所有になつて居られた債權總額

(預金  
その他) 中貴殿の確定損負擔額は (預金  
その他)

でありまして曩に十二月一日中間處理で新勘定に移換されました額を加へ第一

封鎖預金等に移換されます残額は (預金  
その他) であります 尙右資産に關しまし

ては再建整備調整勘定が設けられまして各項目別に減價額を記載いたしました種々の資産の明細表が作成せられ今後右記評價額以上の収入金は確定損を負擔された預金者その他の債権者のために確定損の負擔の

割合に應じて返還されることとなりその異動は債権者委員会によつて精密に監査されることになつております これらの舊勘定資産につきましては當行はその一つ一つにつきまして慎重に考慮いたし嚴重な評價を試みました 當行は役職員一丸となつてこれらすべての資産が最大限に回復するよう最善の努力を盡しますことをお約束いたしますと同時にこれら資産の減價額の内相當金額が回復し得ることを確信いたして居ります 今後回復いたしました資産は確定損を負擔せられた預金者その他の債権者のものでございましてその資産の整理がつき次第大藏省の承認を受けまして夫々分配せられることになつております 今後最後の分配が行われますまで決算期毎に當行本支店の店頭に三十日間以上上述の資産の回復状況を公告いたしまして御参考に供することになつております 尙確定損を負擔した預金者等の方々には當行の増資の際にその確定損の負擔の限度におきまして増資新株の割當の優先權が與えられますから當行將來の發展の爲何卒新株御應募方伏して御願申上ます 本件につきまして尙御不審の點がございましたならば當行の本支店におきまして詳細お訊ねのほどをお願申上ます

昭和二十三年五月

### 最終處理時舊勘定貸借對照表

資 産	3/31 現 在	評 價 益	損	4/1 現 在
	圓	圓	圓	圓
(1) 有 價 證 券	133,625,984.54	32,922.90	105,781,840.99	27,877,066.45
1) 外 國 證 券	28,411,997.00	—	28,411,997.00	—
2) 會 社 債	16,777,616.95	13,992.50	6,935,418.15	9,856,191.30
3) 金 融 債	74,555,441.50	2,520.00	60,651,194.75	13,906,766.75
4) 株 式	13,880,929.09	16,410.40	9,783,231.09	4,114,108.40
(2) 預 け 金	31,422,424.63	—	14,858,568.30	16,563,856.33
(3) 貸 付 有 價 證 券	419,400.00	4,389.00	—	423,789.00
(4) 貸 出 金	237,033,590.00	—	22,616,543.59	214,417,046.41
(5) 雜 勘 定	1,811,779.92	—	1,811,779.92	—
1) 假 拂 金	1,804,329.50	—	1,804,329.50	—
2) 外 國 貨 幣	7,450.42	—	7,450.42	—
(6) 本 支 店 未 達 勘 定	13,318,900.39	—	13,318,900.39	—
(7) 未 收 利 息	8,406,809.42	—	—	8,406,809.42
(8) 未 拂 込 資 本 金	715,200.00	—	715,200.00	—
小 計	426,754,088.90	37,311.90	159,102,833.19	267,688,567.61
當 期 總 損 金	64,915,300.56	—	64,915,300.56	—
新 勘 定 へ 移 換 濟 資 産 評 價 損	—	—	—	—
處 分 濟 舊 勘 定 資 産 評 價 損	6,288,600.10	—	6,288,600.10	—
新 勘 定 評 價 損	1,703,825.29	—	1,703,825.29	—
小 計	72,907,725.95	—	72,907,725.95	—
計	499,661,814.85	37,311.90	232,010,559.14	267,688,567.61

負 債	3/31 現 在	益	損失負擔額	4/1 現 在
(1) 預 金	(62,231,267.77) 158,227,080.95	—	127,485,887.04	(62,231,267.77) 30,741,193.91
1) 整 理 債 務	154,564,449.26	—	127,485,887.04	27,078,562.22
2) 其 の 他	3,662,631.69	—	—	3,662,631.69
(2) 雑 勘 定	1,674,246.65	—	818,875.57	855,371.08
1) 留 保 積 立 金	262,392.23	—	—	262,392.23
2) 株 式 拂 込 準 備 金	1,343,695.00	—	779,343.10	564,351.90
3) 給 付 補 填 備 金	67,446.96	—	39,119.24	28,327.72
4) 未 拂 配 當 金	712.46	—	413.23	299.23
(3) 未 拂 送 金 爲 替	1,097,055.85	—	636,292.40	460,763.45
(4) 新 勘 定 借	(62,231,267.77) 235,431,239.17	—	—	(62,231,267.77) 235,431,239.17
(5) 資 本 金	2,000,000.00	—	1,800,000.00	200,000.00
(6) 積 立 金	1,608,203.76	—	1,608,203.76	—
小 計	400,037,826.38	—	132,349,258.77	267,688,567.61
當 期 總 益 金	96,536,173.03	—	96,536,173.03	—
新勘定へ移換済資産評價益	485,028.26	—	485,028.26	—
處分済舊勘定資産評價益	22,001.59	—	22,001.59	—
新勘定評價益	2,580,785.59	—	2,580,785.59	—
小 計	99,623,988.47	—	99,623,988.47	—
計	499,661,814.85	—	231,973,247.24	267,688,567.61

## 調整勘定利益金処分認可申請書

昭和31年11月29日

大蔵大臣 一万田 尚 登 殿

横浜市中区住吉町4丁目42番地  
株式会社 横濱興信銀行  
取締役頭取 吉 村 成 一  
(事務担当者 堀 剛)

金融機関再建整備法第37条の規定に基づいて設定された調整勘定の利益金について次の通り処分したいので同法第37条の2の規定により申請致します。

記

(1) 法第37条の2の規定により処分しようとする金額	81,258,439円
但し処分金額算定の内容は次の通り	
昭和31年11月26日現在調整勘定利益金	63,017,435円
分配時迄に確実に収入となる利益金	20,243,447円
小 計	83,260,882円

利益処分に要する経費	370,000円
元旧勘定資産負債の予想損益に対する利益金の留保額	0円
その他利益金の留保額	1,632,443円
差引処分金額	81,258,439円

(2) 利益金処分の対象となる確定損を負担した金額及び政府補償 62,047,885円44銭

## 内 訳

種 類	金 額	既に分配した金額	現 在 残 高
	円	円	円
法第24条第11項第4号金額	0	0	0
〃 第5号金額	794,378.47	0	794,378.47
〃 第6号金額	3,293,556.00	0	3,293,556.00
〃 第7号金額	123,319,044.61	65,364,072.61	57,959,950.97
〃 第9号金額	0	0	0
〃 第10号金額	0	0	0
法第33条第1項の規定による政府補償額	0	0	0
〃 利息相当額	0	0	0
計	127,406,979.08	65,364,072.61	62,047,885.44

(3) 処分しようとする金額の内訳とその割合

種 類	科 目	処 分 金 額	確定損負担額 に対する割合	備 考
		円	%	
法第37条の2第1 項第1号の納付金	政 府 補 償 同 利 息 計 (法第33条 第1項関係)			
同第2号の分配金	(イ) (ロ) (ハ) 計(法第24条 第1項第10号)			
同第3号の分配金	法 第 24 条 第 1 項 第 9 号 〃 第 7 号 〃 第 6 号 〃 第 5 号 〃 第 4 号 円未満切上による 増加 計	57,959,950.97 3,293,556.00 794,378.47 0 8,537.56 62,056,423.00	47 100 100 100	昭和28年5月1日 53%分配済
同第4号の分配金		19,202,016.00	100	
同第5号の分配金				
	合 計	81,258,439.00		



(4) 処分予定日	昭和31年12月20日			
	分配時迄に確実に収入となる利益金			20,243,447円
	内	訳		
1.	調整勘定運用益			164,636円
	自 昭和31年11月10日			
	至 同 31年12月20日			
2.	処 分 益			
	町田支店建物			4,214,132円
	"  土地	364.76坪	④16,500	5,997,256円
	保土ヶ谷支店建物			534,021円
	"  土地	100.94坪	④21,100	2,114,693円
	戸塚支店建物			1,631,471円
	"  土地	309.75坪	④18,000	5,560,013円
	合 計			20,051,586円
3.	その他の益			
	閉鎖機関南方開発金庫特損負担額分配金			975円
	石川島重工業株式会社仮勘定分配金			26,250円
	合 計			27,225円

## 調整勘定利益金分配並びに同勘定閉鎖のお知らせ

先年の弊行再建整備に際しましては戦後処理のやむを得ない事情とは申しながら皆様に多大の御迷惑をおかけ致し深く恐縮に存じております。

その後鋭意旧勘定資産の回収整理に努めて参りました結果お蔭をもちまして整理も順調に進捗致しこの間去る昭和二十八年五月第二封鎖預金等の一部を分配致しましたが、今般金融機関再建整備法の規定に基づき確定損を御負担願いました皆様に左記の通り調整勘定利益金の最終分配を行い、同勘定を閉鎖致す運びとなりました。

茲に永年に亘り御迷惑をおかけ致しましたことを深くお詫び致し謹んで公告申し上げます。

### 記

#### 一、預金者等への分配額

- イ、確定損を負担した預金等その他整理債務の全額  
(但し第一回分配金をお支払致した分についてはその残額)
- ロ、右に対する法による利息相当額

#### 二、株主への分配額

昭和二十三年三月三十一日現在株主名簿に記載された株主に対し

- イ、確定損負担額の全額
- ロ、右に対する法による利息相当額  
(但し右株式について未払込に因り生じた請求権がある場合はその相当額並びに之に対する法による利息相当額を控除致します。)

三、支払開始日 昭和三十一年十二月二十日

四、支払場所 当銀行指定店舗(領収証記載の店舗)

#### 五、支払方法

債権者各位に別途御送付申し上げます領収証とお引換に領収証記載の取扱店においてお受取下さい。

御注意 御住所変更等により領収証未着その他御不明の点がございました場合は弊行本支店へお申出下さい。

昭和三十一年十二月十六日

横浜市中区住吉町四丁目四十二番地

株式会社 横濱興信銀行

取締役頭取 吉村成一

## 当行創立以前の資料

(第二国立銀行に対する洋銀券発行許可の布告)  
(および発行規則———神奈川県立図書館蔵)

横濱元爲換會社洋銀券發行差許置候後去ル明治五年八月中國立銀行條例頒布ニ付テハ右銀券通用ハ可差止ノ處今般詮議ノ次第有之更ニ別紙規則ヲ定メ從前ノ通發行差許候條此旨布告候事

明治七年九月廿四日

太政大臣 三 條 實 美

### 洋銀券發行規則

- 第一條 横濱洋銀券發行ハ特別ノ詮議ヲ以テ從前ノ通第二国立銀行ヘ負擔センメ其事務ヲ取扱フモノモ亦同銀行ノ役員ニテ兼務ス可シ
- 第二條 其發行高ノ總數ハ百五十萬弗ト定メ其種類ハ五弗拾弗貳拾弗五拾弗百弗五百弗千弗ノ七種タル可シ
- 第三條 此營業ニ付テハ洋銀賣買ヲ專ラト爲シ又人民ノ望ニヨリテ日本通貨ヲ預リ置キ洋銀ヲ貸渡シ或ハ洋銀ヲ預リ置キ通貨ヲ貸渡スモ勝手タル可シ
- 第四條 引換用意金ノ高ハ實地散布高ト同數ナル正弗或ハ通貨ヲ備フ可シ  
但該銀行ノ發行紙幣ヲ以テ此用意金ヘ加フ可カラス
- 第五條 此用意金ハ物品ヲ抵當ニ取リテ運用シ又ハ利益ヲ取リテ他ニ預クル等ノ事ヲ嚴禁ス而シテ此用意金ハ銀行本業ノ準備金ト混ス可カラス萬一用意金額不足ナルカ又ハ彼是融通運交スル等ノ如キ不正ノ舉動之レアルニ於テハ第十二條十三條ニ照準シテ嚴重ノ處置ニ及フ可シ  
但此銀券融通ノタメ銀行ノ便ニ因リ大藏省ノ許可ヲ得テ慥カナル「バンク」等ヘ預備ノ舉ヲ爲スハ此格ニアラス
- 第六條 每半ケ年出納決算ヲ遂ケ其所屬諸費ヲ引去リ純益アラハ株高ニ應シ配當ス可シ
- 第七條 此營業ヲ允許スルニ付キ追テ其益金ノ内ヨリ相當ノ税金ヲ政府ヘ納ムヘシ右納方ハ向後政府ニ於テ制定スル所ノ銀行税金ニ準シ大藏省ノ指令ニヨリテ上納ス可シ
- 第八條 洋銀券發行ニ付每半ケ年其事務ノ景況及ヒ利益發行銀高引換高并ニ其平均高用意金有高等ノ詳明ナル報告書計表等ヲ紙幣頭ニ差出ス可シ其書式ハ紙幣頭ノ差圖ニ從ヒ此銀行頭取々締役之レニ記名調印ス可シ  
但日々ノ發行高引換高用意金高洋銀相場ノ報告ハ其營業休暇日ノ外ハ毎日紙幣頭ヘ差出ス可シ
- 第九條 右洋銀券發行ヲ允許スルニ付キ此銀行ニ於テハ徵信ノ爲メ其抵當トシテ實地散布高三分一丈ケノ眞價アル公債証書又ハ不動産ヲ大藏省出納寮ニ預ケ置ク可シ尤モ此抵當物ハ決シテ銀行本業ノ資本ニ關セス完ク株主家産ノ内ヲ以テ別段差出ス可シ  
但三分一ノ算計ハ半ケ年間實地散布ノ平均高ヲ以テ之ヲ定ム可シ
- 第十條 紙幣頭ハ大藏卿ノ許可ニ從ヒ營業ノ實際ヲ詳知スルタメ時々官員ヲ派出シ營業中ノ時間ナレハ何時ニテモ其用所ニ至リ所屬簿冊計表及ヒ發行總高殘數引換高用意金有高等ヲ緻密ニ點檢シ又銀行役員不正ノ所爲ナキヤ否ヤヲ督察シ其實況ト考按ノ趣旨トヲ書認メ紙幣頭ニ報告セシム可シ
- 第十一條 此銀券ヲ營業時間中ニ持參シテ引換ヲ望ムキ之ヲ拒ミ或ハ之ヲ怠テ次ノ日ニ讓ル等ノヲ禁止

ス

- 第十二條 萬一前款ノ趣旨ニ悖リ正弗或ハ通貨ヲ以テ引換ヲ爲サ、ルキハ持參人ハ其旨ヲ地方官廳ニ申出可シ而シテ地方官ハ一應之ヲ該銀行ヘ質シ全ク一時ノ怠惰ニテ相拒ミ別段事故モ之レ無クハ直ニ譴責シテ引換ヲ爲サシム可シ若シ用意金ノ不足ヨリ起リシト判然タラハ至急其旨ヲ紙幣頭ニ申通ス可シ
- 第十三條 紙幣頭ハ此報告ヲ地方官廳ヨリ得レハ速ニ官員ヲ派出シテ其事實ヲ推問シ何等ノ事故ニテ用意金不足ヲ生シタル儀判然タラハ暫ラク此出納ヲ差止メ其顛末ヲ紙幣頭ヘ稟告ス可シ
- 第十四條 紙幣頭ハ尙大藏卿ニ稟議シ右用意金ノ欠額ヲ補フタメ兼テ預リ置キタル公債證書不動産ヲ沒入スル旨ヲ申渡シ右證書ヲ出納頭ヨリ受取り大藏卿ノ許可ニ從ヒ便宜賣却シテ用意金ノ全額ニ滿タシメ過剩アラハ下ケ戻ス可シ若シ不足アレハ株主一同銘々ノ身代ニ掛ケテ之レヲ償ハシメ然ル後跡引受人ヲ命ス可シ
- 第十五條 株主三分二以上ノ集議ニ因リ此銀行本業ヲ廢セントスルキハ先ツ洋銀券未發行ノ現額（即チ銀行ニ存在シテ、未タ世間ニ散布セサルモノ）及ヒ散布高ノ用意金ト聊カ欠額之レナキ旨ヲ紙幣頭ニ申立ツ可シ紙幣頭ハ直ニ官員ヲ派出シテ銀券用意金ト有高檢査ノ上當分日々出納ヲ監督センメ至急大藏卿ニ稟議シ跡引受人ヲ命ス可シ
- 第十六條 右ノ通政府ニ於テ嚴重ニ保護シ又銀行ニ於テモ此規則ヲ遵奉シ確實ニ營業セン上ハ異變アルマジキ筈ナレハ萬一該銀行非常ノ災害ヲ蒙リ大損失ヲ醸成シ銀行條例第十八條ノ手續ニ從ヒ本業ヲ處分スルニ際シ此銀券ノ用意金多分ノ欠額アリテ而カモ株主一統之ヲ補フ能ハザルキハ頭取々締役一同身代限り取り立其株主ヘハ株金ノ割合ヲ以テ之ヲ賦當シ（譬ヘハ頭取々締役一同ノ株金都合貳拾萬圓ニテ此身代限り取立テ高五萬圓ナルキハ其割合ヲ以テ外カ株主ヘ株金高ニ應シテ配賦スルヲ云フ）若シ右割合高ノ出金ヲ爲シ得サル者ハ身代限りヲ以テ之ヲ償ハセ其集金高ヘ兼テ出納寮ニ預リ置キタル公債證書不動産ヲ賣却シ其代價ヲ之レニ加ヘ此總合高ト銀券散布高トヲ較算シ銀券ノ割引高ヲ定メ其趣旨及ヒ割合高引換方期限等明晰ニ記載シ紙幣頭ヨリ新聞紙其他ノ手續ニテ世上ニ公告ス可シ
- 第十七條 政府ノ都合ニヨリテ要用ノコトアレハ此規則ヲ増補シ又ハ之ヲ改革シ又ハ之ヲ廢止スルコトアル可シ

### 支店貸出金規程 （明治43年當時の第二銀行） の支店貸出金規程

明治四拾三年五月拾三日達

- 第一條 支店ニ於ケル信用ノ貸出ハ必ス手形割引ノ方法ニ依ルモノトス  
前項ニ依リ金額壹千圓ヲ超過スル信用ノ貸出ヲ要スルモノハ壹人毎ニ其金額ノ最高限度ヲ査定シ年四回（一月 四月 七月 十月）頭取ニ届出ツヘシ
- 第二條 新ニ前條ノ取引ヲ開始セムトスルキハ其對手ノ信用調査書類、又既定ノ限度ヲ更ニ増加セムトスルキハ其事由書ヲ添ニ臨時ニ頭取ニ届出ツヘシ
- 第三條 頭取ハ其見込ニ依リ前二條ノ届出ニ改訂ヲ命シ又ハ臨時ニ既定限度ノ減額ヲ命スルコトアルヘシ
- 第四條 信用割引ニ係ル手形ノ保證、及直接裏書ハ信用限度ノ金額ニ算入ス
- 第五條 第一條ニ依リ届出ヲ要セサル金額ハ勿論同條及第二條ニ依リ届出済ノモノト雖モ手形ノ割引ハ特別ノ事由アルモノヲ除クノ外總テ確實ニシテ且純粹ナル商業手形ヲ目的トシテ取扱フヘキモノトス
- 第六條 手形ノ割引ハ擔保品ノ有無ニ拘ラス成ルヘク其支拂人ノ信用ヲ目的トシテ取扱フヘキモノトス

前項ニ依ル能ハサル事由アルモノハ裏書ヲ爲スヘキモノヲシテ手形上ノ保證人トシテ署名セシムヘシ

- 第七條 割引シタル手形ニシテ若シ満期日ニ支拂ヲ得ス書替ヲ爲スノ已ムヲ得サル場合ニ於テハ前ノ裏書人ヲシテ新ニ手形上ノ保證人トシテ署名セシムヘシ
- 第八條 壹人ニ對スル當座貸越約定額ハ金壹萬圓ヲ以テ最高限度トス
- 第九條 當座貸越約定額ニ對シテハ必ス之ニ相當スル擔保品ノ常置サルコトヲ要ス但商品ヲ擔保トスルモノニ限り約定額以内ニ於テ擔保品ヲ増減スルコトヲ得
- 第十條 前條但書ノ場合ニ於テハ其貸越金ハ必ス現在擔保品ノ擔保價格ヲ超過セサルコトヲ要ス
- 第十一條 一支店ノ當座貸越約定額ノ總高ヲ過當ト認ムルキハ頭取ハ隨時之ヲ適當ニ制限スルコトアルヘシ
- 第十二條 壹人ニ對スル有擔保ノ貸出ハ諸取引ヲ通シテ金五萬圓ヲ以テ最高限度トス
- 第十三條 貸出金ノ擔保トシテ受入ルヘキ有價證券ノ種類ハ豫メ之ヲ査定シ年貳回（一月 七月）頭取ニ届出ツヘシ
- 第十四條 頭取ハ其見込ニ依リ前條ノ届出ニ改訂ヲ命シ又ハ隨時ニ之レカ取捨ヲ命スルコトアルヘシ
- 第十五條 第十三條ノ有價證券ハ確實ニシテ且中央市場ニ於テ容易ニ處分シ得ラルヘキモノヲ目的トシテ査定シ尙拂込ヲ完了セサル株式ハ成ルヘク之ヲ除斥スヘシ
- 第十六條 記名債券ヲ擔保トシテ受入ル、キハ其質權ヲ登録スヘシ
- 第十七條 商品ハ精製品ナルカ又ハ全ク加工セサル原料品ニアラサレハ擔保トシテ受入レサルモノトス
- 第十八條 不動産ヲ抵當トスル貸出金ハ豫メ頭取ノ認可ヲ受クヘシ
- 第十九條 擔保品ノ擔保價格ハ左ノ割合ヲ以テ最高限度トシ其範圍内ニ於テ對手ノ信用及擔保品ノ實質及ヒ其物件ヨリ生スル純収益ノ如何ニ依リ適宜斟酌スルコトヲ要ス
- |                            |          |
|----------------------------|----------|
| 一 國債證書                     | 時價百分ノ九十  |
| 二 東京、京都、大阪、橫濱、神戸、名古屋各市公債證書 | 同 百分ノ八十五 |
| 三 不動産                      | 同 百分ノ六十  |
| 四 右以外ノ有價證券商品等              | 同 百分ノ八十  |
- 第二十條 擔保品ヲ自店ノ倉庫以外ニ藏置スルノ要アルキ及倉庫證券ヲ擔保トスルキハ前ノ場合ニ於テハ其藏置スヘキ場所、倉庫ノ構造、管理方法、倉庫所有者氏名、後ノ場合ニ於テハ倉庫業者ノ氏名ヲ届出豫メ頭取ノ認可ヲ受クヘシ
- 第二十一條 擔保トシテ受入ルヘキ商品及前條ノ擔保品ハ總テ火災保險附タルコトヲ要ス前項ノ保險契約ハ倉庫證券ヲ除クノ外總テ當該店ニ於テ直接ノ權利者タルヘキ方法ニ依ルモノトス尙其保險ヲ託スル保險會社ハ豫メ之ヲ頭取ニ届出ツヘシ
- 第二十二條 貸出金ノ期限ハ左記ニ依リ取扱ヒ成ルヘク之ニ超過セサルコトヲ要ス
- |                   |       |
|-------------------|-------|
| 一 信用ニ係ルモノ         | 六十日以内 |
| 二 不動産ヲ抵當トスルモノ     | 壹ケ年以内 |
| 三 有價證券商品等ヲ擔保トスルモノ | 九十日以内 |
- 但金額五百圓以下ノ貸出金ハ六ヶ月以内ノ期限、當座貸越金ハ一週日前ノ豫告ニ依リ解約シ得ヘキ約束ヲ以テ貸出スヲ得
- 第二十三條 已ムコトヲ得サル事由アルキハ第十八條第二十四條ノ手續ヲ經テ不動産ヲ手形割引ノ見返リ品ト爲スコトヲ得
- 但本條ニ依リ割引スル手形ノ期限ハ第二十二條第一號ニ依ルモノトス
- 第二十四條 不動産ヲ抵當トスル貸出金ハ必ス其證書ヲ公正證書トシテ且登記ヲ經ヘシ之ヲ延期シタルキ

亦同シ

- 第二十五條 前條貸出金ノ證書ニハ金融ノ情況ニ依リ銀行ハ何時ニテモ利率ヲ變更シ得ルコト及返金滞リタルキハ直チニ強制執行ヲ爲シ得ヘキコトヲ契約ノ條件ト爲スコトヲ要ス
- 第二十六條 貸出金ノ最低利率ハ年貳回（一月 七月）各店毎ニ事情ヲ參酌シテ頭取之ヲ定メ尙金融ノ情況ニ依リ臨時ニ之ヲ改定ス
- 第二十七條 貸出金ノ回收豫期ニ違ヒテ延滞シ又ハ延滞的ニ書替ヲ繼續シ若クハ増擔保、元金減額ノ請求ニ應セス利子ノ納入ヲ延滞スル等現ニ不健全ノ兆候アルモノハ其事實ヲ成ルヘク速ニ頭取ニ届出ツヘシ
- 第二十八條 貸出金ニ關シ訴訟ヲ起サントスルキハ頭取ノ認可ヲ受クヘシ又強制執行ノ手續ヲ爲シタルキハ速ニ頭取ニ届出ツヘシ
- 第二十九條 頭取ニ於テ別段ノ監督ヲ要スト認メタル貸出金ハ其旨ヲ指定シテ特別監督ニ附スルモノトス消却ヲ了シタル貸出金ハ前項ノ指定ヲ須ヒスシテ消却ノ時ヨリ直チニ特別監督ニ附セラレタルモノトス
- 第三十條 前條第二項ノ滞貸出金ハ消却濟滞貸出金記入帳ヲ設ケ之ヲ記帳整理スヘシ
- 第三十一條 特別監督ニ附セラレタル貸出金ノ債務者、保證人、利率ヲ變更セムトスルキハ豫メ頭取ノ認可ヲ受クヘシ
- 第三十二條 前條貸出金ノ證書手形ノ書替、期限ノ變更、元利金ノ受入ハ之ヲ頭取ニ届ケ出ツヘシ
- 第三十三條 第一條第一項、第八條、第十二條、第十三條、第十九條、第二十六條ノ規定ハ特別ノ事由アリテ之ニ從ヒテ取扱難キモノアリタルキ隨時頭取ノ認可ヲ得テ便宜ノ取扱ヲ爲スコトヲ得
- 第三十四條 本規程ハ支店ニ於ケル割引手形、貸付金、質入證券、荷爲替、當座貸越金等總テノ貸出金ニ適用スヘキモノトス
- 第三十五條 本規程ニ依リ支店支配人ヨリ頭取ニ宛テ差出ス文書報告ハ總テ本店支配人ヲ經由スヘシ
- 第三十六條 本店支配人ハ前條ノ文書報告ヲ調査シテ之ニ意見ヲ附シ頭取ニ進達スヘシ
- 第三十七條 「コールマネー」其他專ラ本行ノ金融ヲ差繰ル爲ニスル貸出金ハ本規程ニ拘ラス本店支配人ノ指示ニ依リ取扱フモノトス

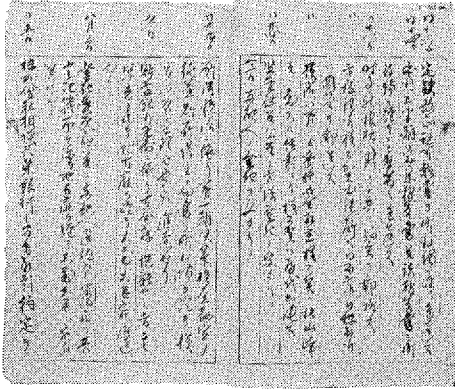
#### 得意先信用取引極度届書（用紙美濃野）

限度金額 手形性質 氏 名 職業 住所番地 信用調査摘要

凡 例

- 一 手形性質欄ヘハ其割引スヘキ手形ノ商業手形ナルヤ融通手形ナルヤ其區別ヲ記載スルコト
- 一 信用調査摘要欄ヘハ年齢、性格、仕振り、正味身代、營業現況、評判等ヲ簡明ニ記載スルコト
- 一 見返り品アルモノハ本書末尾適宜ノ場所ヘ其品類數量時價ヲ記載スルコト

## 浦賀銀行創立日記（抄）



ここに抄録した浦賀銀行創立日記は私立銀行の乱立時代といえる明治32年に、浦賀の豪商臼井儀兵衛が中心になって設立した浦賀銀行の設立当初の経緯を日記風に詳細に記録したものである。当時における地方的な銀行の設立手続きやその後の経営の実際を知る上で貴重な記録である。浦賀銀行は臼井頭取の蹉跌もあって明治43年には廃業し、関東銀行に引継がれ結局当行の浦賀支店に沿革につながることになるが、この日記と同様スタイルでその結末を綴った浦賀銀行始末記もあったようである。

なおこの日記の筆者は元会津藩士で、維新後浦賀で茶商を営み、浦賀銀行の創立に当って臼井頭取を輔けてその衝に当った鹿目常吉である。

明治三十一年八月二十四日 浦賀商會所に於て銀行設立の相談既に成る、則ち株式會社に組織する事

## 一 資本金貳拾萬圓

但し壹株金五拾圓として惣數四千株右に付出席者左に

臼井儀兵衛 高橋勝七 宮井清左衛門 太田又四郎 宮井與右衛門 三次六兵衛 石渡眞三郎  
増田太兵衛 穴澤與十郎 加藤小兵衛 太田友吉

右拾壹名發起承諾の事 外賛成者 田邊定兵衛 高木利右衛門 岡本又次郎 臼井辰右衛門 香山清兵衛  
臼井彌市 長嶋長七

## 創立委員

臼井儀兵衛 高橋勝七 宮井清左衛門 太田又四郎 宮井與右衛門 三次六兵衛 穴澤與十郎 計七名

## 豫定株主左に

一 壹千株	臼井儀兵衛	一 八百株	高橋勝七
一 參百株	宮井清左衛門	一 參百株	太田又四郎
一 參百株	宮井與右衛門	一 壹百株	三次六兵衛
一 壹百株	穴澤與十郎	一 五拾株	石渡眞三郎
一 五拾株	増田太兵衛	一 五拾株	加藤小兵衛
一 五拾株	太田友吉		

計三千壹百株也

## 同二十八日

臼井儀兵衛氏鹿目常吉隨行にて横須賀貳番發列車にて出京し途次神奈川町松成屋に立寄り銀行申請之書類聞合、且つ謄寫して同所十時十一分發の列車にて出京 午後四時に至り土産物携帯し第一銀行の佐々木勇之助方へ參り該申請に付き書類の可否調理相頼、午後六時半頃解散す

## 同三十日

午前九時半鹿目第一銀行に參り佐々木勇之助氏に相頼置候書類を受取且其の説明を受け同十一時臼井氏支店へ行き其の旨報告す

## 九月八日

本月十日に發起人會議す可き旨示命ありたり即ち午後二時の報知なりき

十日

本日發起人集會に付出席人左に

白井儀兵衛氏 穴澤與十郎氏 太田又四郎氏 増田太兵衛氏 三次六兵衛氏 太田友吉氏 加藤小兵衛氏  
宮井與右衛門氏 宮井清左衛門氏 午後五時に至り 石渡眞三郎氏計拾人 即ち申請書、目論見書、  
假定款等を議決す 高橋勝七氏不在に付き同人歸宅次第書面奉呈の事に決す 猶於申込無之各町に否哉を  
尋問せん事に相成り、東岸は宮與氏へ委託し川間、濱町、久比里、高坂、荒卷、芝生、築地新等は鹿目よ  
りする事に議決す 六時半解散す

九月十一日 但し左の交渉は鹿目よりす

濱町惣代大津兵吉氏に其の町にて銀行株式○人の有無を問う 早速其の町伍長を招集して挨拶せん事を  
答う、川間は長嶋忠左衛門氏に右同様相尋且つ同人より其の町惣代に照會あらん事を托す 久比里吉井は  
増田太兵衛氏に相頼み右通報を托す 荒卷は上坂伊之助氏へ右同様相托す 芝生は藤井和助氏へ同斷

九月十二日

宮井清左衛門氏より銀行設立申請に付而ては其の書面目論見書並びに定款等字跡正格に認め數部共に一  
様に認めざれば受理に不相成旨注意せらる 太田友吉氏より太田作太郎氏の株式申込みは太田野婦と相改  
め候様正誤せらる

九月二十五日

本日は浦賀倶楽部の發會式の序に高橋勝七氏の調印済但し該銀行申請書整頓有之しも右同人他出中に付  
延行せしに明日は各發起人の調印を要し書面申達の運びに致す可き旨、白井宮井の兩氏より示命ありたり  
同二十六日

該行發起人諸君の調印を受け町役場に出て申達の運びに爲さんとせしに町長出勤なく其宅に行く 途中  
急用出來迎ひの者來り果さずして引取る

同二十七日

宮井清氏へ出て檢閲を乞わんとせしも同人不在にて白井氏へ出て檢閲を乞ひ且つ假定款の文字決議の處  
へ掛印を受け而して町役場へ參候處町長出勤無之仍て助役川島氏に該行申請の旨趣熟々願托して引取る  
十月十四日

本日發起人集會 去月二十七日申請せし書面の内假定款丈け町役場を経て下げ戻し左の通り審問に相成  
候事

第六七三號

白井儀兵衛外六名の提出に係る株式会社浦賀銀行發起認可申請書進達の處左の記の廉々至急取調可差出  
旨其筋より通達有之候間御取調の上御差出し相成度此段申遣候也

三十一年十月十日

浦賀町役場印

白井儀兵衛殿 外六名御中

- 一 設立地に於ける貨物の集散及金錢取引高
- 二 經濟上銀行設立の必要なる理由
- 三 設立後投資の主たる目的
- 四 株金募集の難易
- 五 發起人に關する左の諸件

職業、年齢、破産又は家資分散並びに信用に關する犯罪の有無、地租、所得稅額、所有財産の概價  
假定款の末尾に發起人に於て決定したる旨を記し各自記名捺印の事

右に付種々協議に相成候處其答書等不相成候に付明十五日鹿目常吉郡衛に出頭該書を相伺候事に一決し  
て退散 午後五時



十月十五日

前記の件に付鹿目郡役場へ出頭し石井三郎に就て其書式の模様を聞き其雛形を受けて帰宅す 直に臼井、宮井、穴澤の三氏に復命す

十六日

右書式進達に付其ヶ條を記載し可被申越旨高橋氏に楷書を以て報知す

十八日

右高橋氏より右進達の要件ヶ條被申越

十九日

臼井氏に相伺候處不在に付町役場へ出頭して發起人諸君の地租、所得税、年齢竝に當町の貨物集散等町役場にて相辨し候丈け相調宮井氏行未た不分明の廉々毎度に付相調可申候哉と相伺候處臼井氏帰宅迄相待候様との事に付延期す

十月二十一日

發起人集會出席者 臼井、太田、宮與、宮清、三次、穴澤の六氏に鹿目連なる 過日來郡衛を経て諮問に相成候 本町取引高其他財産等書類整頓、明二十二日該書類を携帶して鹿目は町役場を経て郡衛へ出頭同様發起諸氏より示命せらる 依て其夜該書を整調するに際し集散表に付宮井氏に伺ひ其不整を整して既に整頓す

同二十二日

早朝使を以て高橋氏の調印を受け而て昨日調印の残り三次氏、宮與氏等の調印を受けて郡衛に届けしむ 助役川島氏の出衛の序を以て無事に書面を進達す

十一月二十五日

本日臼井は町役場より發起認可書下附に付出頭候様通知に付同人出頭に相成候處別紙の通り訂正の上認可御請致候事に付發起人諸君へ通知し鴨居へは葉書にて發起人集會は本月二十九日午後一時と通知致し候事

二十六日

假定款の訂正竝に請書の下書等を町役場へ持參して二十九日に右兩本書差出し可然哉の交渉し助役の承諾を得て其事に決す

二十九日

本日發起人集會に付商會所へ參候處同所差支に付臼井氏の本宅へ會す 高橋遅刻に付臼井氏より使を遣わさる

證據金拂込みは十二月十日迄と定む 十四日發起人集會 十五日總會と定む 社印小篆書にて出來する事 但し定款通り八分なり

十二月一日

鹿目出京の序社印注文す可き旨臼井氏の命を受けて則出來す

十二月三日

臼井氏出京同氏の報を得て同支店へ鹿目出向す 其翌四日第一銀行の佐々木氏に同行の命を受けて歸宿 同四日

前八時臼井氏鹿目隨行にて佐々木氏へ行き銀行雇員の事を依頼して前十一時頃歸宿す

同十一日

臼井氏の命にて本月十五日創業總會の儀株主に通知し併て十四日發起人會を開く事を發起諸君に通知す 同十四日

發起人會議に付創業費、決算、定款の調査、株主の決定、創業總會と議案等協議の上午後五時退散

同十五日

午後一時創業總會を開會す 出席人員（委任狀共）貳拾八名 株數三千八百五拾株 出席株主滿場一致を以て臼井儀兵衛氏を會長に推撰す 而して發起以來の事件を報告す 豫て議事を開會す 宮井清左衛門氏の發言 臼井氏を取締役に推撰して外六名の取締役に監査役貳名を臼井氏即ち會長示命の議を呈す 滿場一致之を賛成す 仍て其示命當撰人左の如し 當出席人名

臼井儀兵衛 鹿目常吉 宮井清左衛門 穴澤與十郎 増田太兵衛 三輪卓爾 宮井ヨシ 宮井次郎助  
高橋勝七 相澤村次郎 齊藤源藏 長塚増藏 太田又四郎 三次六兵衛 田邊定兵衛 高木利左衛門  
織田清吉 山下喜助 宮井與右衛門 臼井辰右衛門 加藤小兵衛 飯田清九郎 太田友吉 太田ノブ  
岡本又次郎 美河六右衛門 香山清兵衛 長嶋長七

右の通りにて出席人員貳拾八名 權利株數三千八百五拾株 而して役員

取締役 臼井儀兵衛 高橋勝七 太田又四郎 宮井清左衛門 宮井與右衛門 三次六兵衛  
穴澤與十郎 計七名

監査役 増田太兵衛 石渡眞三郎 計貳名

右の外定款創業費等無異議結了 午後四時半解散す

明治三十二年一月八日

鹿目出京し處臼井氏の書面を得て佐々木に行く それは曾て當銀行社員雇入の義第一銀行支配人佐々木氏に相托し置し處其確答無しに付則第一銀行に行き右同人に就て承り合し處其心當りの人は元大藏省出仕銀行検査掛り相勤 唯今は第一銀行の爲替課擔任の由而して浦賀へ轉任せば月給參拾圓位の由 歸浦の上臼井氏 宮清氏等に其由復信候處其人當銀行雇入可申旨佐々木書狀差出し可くとの示命に付本月十七日郵書す

一月十四日

豫て出願中の設立願書の内定款の末に役員一同調印の處發起人一同調印訂正す可く又申込み簿の寫に本書或は公證人の公證を経たる書を要し定款中總會にて更正したる廉は訂正届を要する旨にて書面却下に付該訂正の件に爲問合として郡衛に出張を示命せらる

一月十五日

右の件に付鹿目出張當日は日曜に付石井三郎氏の宅に就き問合せし上夫々書面を整理せしに申込書に印紙調用無し分有之十七日は書面調印のみにて

一月二十日

右調印整調し且定款訂正しケ條を届書を添えて町役場へ差出す

同二十五日

發起の認可書は本書或は公證人の證明したる證書を要する旨申來りしに付別本書を直に差出し候事

同二十九日

第一銀行に豫て依頼し置し當銀行事務員屋代忠恕と申す人應接の爲來浦之旨臼井氏へ申來候に付發起人中に報知し商會所に集合可致候處同所差支有之臼井氏宅に集合す 石渡 宮清 穴澤 三次 増田 臼井の六氏なり 而して屋代採用の事にして隨て銀行用書類の事銀行店都合等を概議して解散す

二月六日

鹿目出京の序、第一銀行にて屋代と面談銀行書類並に社員配置の事に協議し其決し兼候事に付臼井氏支店へ兩人にて午後八時半參店種々諮問を要し午後十一時二十分退散す

同九日

鹿目歸宅後銀行印の儀宮井 穴澤にて改諸氏に照會の上屋代へ報答す

十一日

設立認可書町役場へ下附の由を聞て十二日午後一時商會所へ重役會議の事を報知し高橋氏へは葉書を以て報知す

十二日

午前九時町役場へ出頭設立認可書を受領す

則左に

第貳七六號

神奈川縣三浦郡浦賀町大字紺屋卅六番地

株式會社浦賀銀行設立發起人 白井儀兵衛氏 外六名

株式會社浦賀銀行の設立を許可す

明治三十二年二月七日

大藏大臣伯爵松方正義

右に付重役會議に出席人 白井 太田 宮清 宮與 増田五氏なり 依て拂込を報知す

則記に

當浦賀銀行設立許可相成候に付第壹回拂込壹株に付金拾貳圓五拾錢（内金壹圓證據金を含入す）宛來る三月三日限り頭取白井儀兵衛方へ御拂込有之度就而は同月十日紺屋三拾六番地に開業致し候條此の段及御通知候也

明治三十二年二月十二日 株式會社 浦賀銀行 印

何之誰殿

追て拂込金の儀本文期日迄御拂込無之節は定款第拾三條に依り金百圓に付壹日金四錢の割を以て延滞利子申受候に付爲念此添て及御通知候也

右に付新聞を以て公告する事に決す 今般浦賀銀行設立許可相成候に付來る三月十日開業候條此段公告候也但し貯金取扱候事

明治三十二年二月 株式會社浦賀銀行

右公告の新聞九社則左に

中外 時事 讀賣 萬朝 中央 朝日 都 毎日 日々

右新聞公告の手續きは屋代忠恕氏に書面を以て委托候事 右屋代浦賀赴任は三月三日迄とす 朝第一の佐々木氏は是迄の依頼の件に謝狀と共に屋代氏當銀行へ赴任の報通迄申送る 屋代氏より書面にて當地赴任の儀第一の支配人は通知云々申來る 然るに十二日付を以て通報せしに依り其返事を葉書にて送る 同日白井氏東京支店より役員の印形の留書送附の儀を被申越候に付則郵送す

十六日

屋代より新聞公告の儀（但し三新聞と改め中外、時事、讀賣）を申來る候付返報同白井氏に當て同人支店にも申送る

十八日

屋代より登記印紙の儀申來り返事を送る（但し貳分五厘引にて賣買の事）

二十一日

午後四時より重役會議支配人の件に付協議の末明二十二日白井頭取出京に付鹿目同伴第一の佐々木氏に就而調定する事に決し六時解散 其節東京銀座三丁目二十六番地三成舎より來狀に諸廣告儀精々勉強す銀行にて引受申來る

二十二日

白井氏鹿目隨行東京第一の佐々木氏に面談 當銀行支配人を缺し常務取締役を置き事務擔任するを出來得るやを問うに右は出來ざるに非ず併し定款との都合如何なるや主務省の方問合せみんとの事に付翌二十三日午前十時第一に行き其否やを問うに未だ主務省へ行かず夫より直ちに屋代氏主務省へ行く 午後三時鹿目又第一に行きて其の當否を聞くに定款を更正せざれば支配人を缺き常務を以てする能わずと 開業に日迫し其暇なき故屋代 鹿目同伴白井氏支々同頭取に諮るに然らば鹿目歸宅の上宮井氏其他に相談し宮井清氏兼務するを承諾なくば鹿目を支配人とせん事を電報せよと 右白井頭取の命を受けて翌二十四日鹿目歸宅し宮井清氏に相談するも承諾なく而して太田氏に鹿目支配人の事を諮問して東京白井頭取に電報せよとの事に付猶穴澤氏へ諮問し而して右頭取に電報す

二十五日

宮井清氏より宮井與氏との連名の順席を直し宮與氏を上筆せよとの勸告あり依て其旨東京屋代へ宛申送る 是より先き國民新聞より葉書にて申來りしに該紙上を以て吹聴せん依て定款一部送れと其葉書を封入して右前段の旨趣と共に屋代へ申送る第一へ宛る

二十六日

又葉書を以て宮井兩氏記載順序を爲念屋代の宅へ宛て送る 本日午前九時重役會議出席人、白井 太田 宮清 穴澤 三次 増田

鹿目の月給拾五圓と定らる而して丁稚は五圓位にて各自見立可き申合にて午前十時半退散 同日定款を渡したる人員左に

太田又四郎 宮井清左衛門 増田太兵衛 穴澤與十郎 三次六兵衛 田邊定兵衛 鈴木淺吉 高木利右衛門 織田清吉 太田友吉 岡本又次郎 香山清兵衛 加藤小兵衛 計拾三名なり

三月二日

屋代氏來着白井氏同伴し同家にて其宿泊を引受らる 而して本郡一般へ廣告書を稿して宮井氏へ諮問するに同氏は留守とて果さず

三月三日

屋代鹿目同伴して宮井氏に前條廣告其他の事を諮るに重役諸氏の商會所に集合せん事を云う隨て諸氏に報道して會する人左に 太田 宮井 穴澤 三次 増田の五氏なり 猶白井氏の令息氏の出席を乞う然れ共白井頭取の歸宅なき故決せずして正午解散す 皆第一回拂込みを白井氏の宅にて受取る

四日

午前九時商會所に會して廣告文を決して正午に解散す 其人名左に、白井 太田 宮井 増田 穴澤 三次の六氏也、而して右廣告印刷を田中新聞屋稻垣に托す其數三千枚也 其午後に登録所に行き登記書類の書式を問て屋代に書記を托す

五日

登記書類を整て重役諸氏の回覽に附して其認印を受く

六日

登記を受けに向いしに登録所も初めてなる由にて種々問答の末同主任官横須賀區裁判所へ照會に行く事に相成り其返事を待つ 且其日屋代家族を引纏の爲出京す

七日

登記所より沙汰を待つに十時過に無沙汰なるに依り行て尋るに書式變更し更に書類を造るに取締諸氏の調印を要するあり夜に入り不整

八日

午後に至り書式漸く整う 又登記所に至るに其日登記所の移轉になる且委任狀の改正等ありて夜に入り猶不整九日登記の事を約して歸散す 此日午後屋代家族を引具して來る 其夜白井頭取出京留守に付同令

息氏に依頼し登記所移轉〇〇〇銀行所九日早々来り掃除し手當を委托す 其夜増田氏鹿目へ来り田邊貞助翌九日は銀行へ手傳旁出務す可き事に付其引合を相談せらる

九日

本行開業準備掃除には臼井頭取より手傳人數名遣され其指揮旁出席役員臼井穴澤の兩氏なり 本日登記整了す

十日

開業に付出席役員臼井 太田 宮井清 三次 穴澤の五氏隨て當所株主諸氏を招待す 其人名左に 宮内 高橋宏 臼井辰 岡本 太友 香山 齊藤 長島 加藤 山下 川島 相澤 石井豊 谷村 美川 長塚 田邊 拾七氏夫に役員九名、社員三名、小使壹名なり

本日開業届を警察分署へ出す 本日營業開始届、印鑑届、登記済届を主務大臣に宛右を申達上申を縣知事に宛町役場へ差出す

四月一日

鹿目横須賀三ツ井銀行に行き當座を預て且爲替取引の事を依頼す該取引は先方にて本店に照會の上返事する事に口約して歸行す

五日

屋代東京の第一に行き爲替金の模様調査且其形類可買ものは買入夫々手續を爲して歸行す

十日

長嶋峯吉に地所抵當にて貸與するに付登記の際同官吏と頭取代理田邊氏との間衝突相生じ種々紛儀有之候得共重役諸君の盡力にて調和致候事

十一日

前記に御届致し番地正誤登記済營業開始印鑑諸届書類訂正共更正の廉有之下附に相成則翌十二日更正の上差出す

二十二日

第一銀行横濱支店と爲替取引約定締結同二十一日附を以て來る尤同本店より三月二十七日附を以て三月二十八日不着に付同二十九日爲取書返附済に相成居候事

六月二十五日

株券名義書換停止の公告を店頭に掲げ而して各株主に通知し且通常株主總會を七月九日に開會旨通知す但し臨時總會の議も併報す

七月九日

豫報の通り通常株主總會並臨時株主總會を開く 議事録の通り營業報告書並定款改正の件を議決す同十二日

貯金拂戻しの擔保として國債證券九萬圓額面を供托する爲め横須賀支金庫へ納附す

八月七日

重役會議 當預金左の通り改正決議

當座 日歩 壹錢

別口 同 壹錢貳厘

右は本月十一日より實施の事

注 原文の再現に努めたが、本日記の原文は筆書きによるため判読困難な文字があり、これについては伏字とした。また原文のかな文字は変体がなと片かなが混合していたためすべて平がなに統一した。

## 県下銀行の変遷

銀行名	設立・改組・商号変更年月	本店所在地	資本金	代表者・頭取	結 末	継 承 銀 行	備 考
〔ア 行〕							
相生銀行	明33年1月	横浜市本町	30		廃業 明36年10月		
足柄銀行	明30年11月	足柄下郡二川村	50	小沢 衡平	合併 大15年7月	伊豆銀行	大11年2月 貯蓄から普通へ
足柄農商銀行	明33年10月	足柄上郡福沢村	100	津田 虎吉	営業譲渡 昭16年12月	横浜興信銀行	大11年2月 貯蓄から普通へ
厚木株式会社	明23年10月	愛甲郡厚木町	20		商号変更 明29年中	厚木銀行	
厚木銀行 (厚木輪改組)	明29年中	愛甲郡厚木町	50	足立原方三	商号変更 大4年12月	相模実業銀行	
吾妻銀行	明33年6月	中郡吾妻村	100	田中喜太郎	合併 大6年12月	大磯銀行	
石井貯蓄銀行 (横浜貯蓄改称)	明42年5月	横浜市神奈川町	30	石井 直	商号変更 大3年11月	昌栄貯蓄銀行	
石橋銀行	明33年11月	橋樹郡中原村	30	原 傳藏	廃業 昭3年中 (大12年9月より休業)		
伊勢原銀行	明29年9月	中郡伊勢原町	50	山口庄七郎	合併 昭7年12月 (昭5年7月より休業)	秦野銀行	大11年1月 貯蓄から普通へ
浦賀銀行	明32年2月	三浦郡浦賀町	200	白井儀兵衛	営業譲渡 明43年1月	関東銀行	明43年9月解散
大磯銀行	明33年2月	中郡大磯町	100	加藤 整吉	合併 大15年7月	駿河銀行	大11年2月 貯蓄から普通へ
岡丸銀行	大4年4月 (転入)	横浜市高島町	50	岡九米太郎	廃業 昭2年10月 (大12年9月より休業)		
小田原銀行 (積小社改組)	明26年7月	足柄下郡小田原町	150	辻村 熊吉	合併 大13年12月 (大12年9月より休業)	小田原実業銀行	大11年2月 貯蓄から普通へ
小田原実業銀行	大13年12月	足柄下郡小田原町	2,000	鈴木 英雄	整理委託 昭2年7月 (大14年9月より休業)	明和銀行	小田原など4行 合併により設立
小田原通商銀行	明30年12月	足柄下郡小田原町	100	内野 幸七	合併 大13年12月	小田原実業銀行	大11年2月 貯蓄から普通へ
〔カ 行〕							
神奈川銀行	明29年6月	横浜市青木町	200	加藤八郎右衛門	合併 大12年11月	安田銀行	
神奈川農工銀行	明31年3月	横浜市平沼町	400	福井 直吉	合併 昭19年9月	日本勧業銀行	
神奈川貯蓄銀行 (商業貯蓄改称)	明40年2月	横浜市青木町	35	太田佐兵衛	合併 大10年6月	安田貯蓄銀行	
金田興業銀行	明31年9月	足柄上郡金田村	50	小野金太郎	合併 昭6年8月 (昭5年11月より休業)	足柄農商銀行	大11年1月 貯蓄から普通へ
金叶貯蓄銀行	明23年12月	横浜市本町	30	平沼 専藏	商号変更 明43年8月	平沼貯蓄銀行	
鎌倉銀行(旧)	明30年11月	鎌倉郡鎌倉町	90	村田 久吉	合併 昭5年6月	鎌倉銀行(新)	大11年4月 貯蓄から普通へ
鎌倉銀行(新)	昭5年6月	鎌倉郡鎌倉町	1,400	栗田傳兵衛	営業譲渡 昭16年12月	横浜興信銀行	鎌倉・相模実業 合併により設立
上溝銀行	明14年5月				廃業 (明25年頃)		
川崎銀行	明33年12月	橋樹郡川崎町	200	石井 泰助	解散 大5年12月		
川崎共立銀行	明40年2月 (転入)	橋樹郡川崎町	15	陶山喜三郎	合併 大10年5月	横須賀商業銀行	
川崎共立 貯蓄銀行	明41年中 (転入)	橋樹郡川崎町	50	陶山喜三郎	商号変更 大7年8月	小浜実業銀行	改称して転出
川村銀行 (積小輪改称)	明33年中	足柄上郡川村山北	50	関 市太郎	合併 昭4年6月	足柄農商銀行	

銀行名	設立・改組・ 商号変更年月	本店所在地	資本金	代表者・頭取	結 末	継承銀行	備 考
関東銀行	明43年1月	高座郡藤沢町	千円 1,500	高橋 勝七	整理委託 大14年12月 (大13年11月より休業)	関東興信銀行	昭5年1月解散
関東興信銀行	大14年12月	高座郡藤沢町	1,000	井坂 孝	合併 昭7年11月	横浜興信銀行	関東銀行の整理 銀行
関東貯蓄銀行 (藤沢貯蓄改称)	明43年2月	高座郡藤沢町	50	足立留次郎	整理委託 大14年12月	関東興信銀行	大15年10月解散
管理銀行	明33年4月	横浜市羽衣町	200	海老塚治右衛門	商号変更 大5年2月	龍王銀行	改称して転出
共洽株式会社	明14年1月	足柄上郡南足柄村	25	加藤幾兵衛	商号変更 大4年11月	共洽銀行	
共洽銀行 (共洽轉改称)	大4年11月	足柄上郡南足柄村	50	加藤幾兵衛	合併 大12年12月	松田銀行	
共益会社	明16年4月	足柄上郡吉田島村	30		商号変更 明29年中	相陽銀行	
共信銀行 (横須賀商業改称)	大10年5月	横須賀市小川	1,000	星川健之助	廃業 昭5年1月 (大14年4月より休業)		
工商貯金銀行	明32年6月	横浜市神奈川町			商号変更 明36年4月	横浜貯蔵銀行	
国府津銀行	明33年2月	足柄下郡国府津村	100	秋沢喜太郎	合併 大13年12月	小田原実業銀行	大11年1月 貯蓄から普通へ
江陽銀行	明15年4月	大住郡須馬村	80	出口彦太郎	合併 昭7年12月	平塚江陽銀行	大11年2月 貯蓄から普通へ
〔サ行〕							
酒田銀行	明30年7月	足柄上郡酒田村	30	草柳善太郎	合併 大12年6月	松田銀行	大11年4月 貯蓄から普通へ
相模銀行	明25年7月	中郡秦野町	200	梅原 良	営業譲渡 昭16年12月	横浜興信銀行	大11年2月 貯蓄から普通へ
相模共栄銀行	明32年3月	高座郡藤沢町	100	広瀬藤右衛門	営業譲渡 明43年1月	関東銀行	明43年7月解散
相模実業銀行 (厚木改称)	大4年12月	愛甲郡厚木町	100	新井松太郎	合併 昭5年6月	鎌倉銀行	
桜井共益銀行	明32年4月	足柄上郡桜井村	30	内田徳次郎	合併 大12年6月	松田銀行	大11年2月 貯蓄から普通へ
七十四銀行 (横浜七十四改称)	大7年6月	横浜市南仲通	5,000	茂木惣兵衛	整理委託 大9年12月 (大9年5月より休業)	横浜興信銀行	昭12年3月廃業
昌栄貯蓄銀行 (石井貯蓄改称)	大3年11月	横浜市神奈川町	100	石井 直	転出 大4年1月		
商業貯蓄銀行	明39年10月	横浜市青木町			商号変更 明40年2月	神奈川貯蓄銀行	
上信銀行 (横浜商工改称)	大12年中	横浜市吉田町	30	上郎 清助	廃業 昭15年1月		
誠資銀行 (誠資社改組)	明26年7月	横浜市長者町	30	荻原 昌暉	廃業 昭2年中 (大12年9月より休業)		
誠資社	明9年10月				改組 明26年7月	誠資銀行	
廣小社	明8年5月	足柄下郡小田原町			改組 明26年7月	小田原銀行	
積塵株式会社	明29年8月	足柄上郡川村山北	10		商号変更 明33年中	川村銀行	
瀬谷銀行	明40年5月	鎌倉郡瀬谷村	500	小島政五郎	合併 昭10年10月 (昭10年6月より休業)	鎌倉銀行	大11年2月 貯蓄から普通へ
左右田銀行 (旧)	明28年8月	横浜市南仲通	300	左右田金作	合併 大11年3月	左右田銀行(新)	
左右田銀行 (新)	大11年3月	横浜市南仲通	5,000	左右田喜一郎	営業譲渡 昭2年12月 (昭2年3月より休業)	横浜興信銀行	昭3年5月解散 左右田・左右田 貯蓄合併による
左右田貯蓄銀行	明32年12月	横浜市南仲通	50	左右田金作	合併 大11年3月	左右田銀行(新)	
相陽銀行 (共益会社改称)	明29年中	足柄上郡吉田島村	50	井上彌惣兵衛	商号変更 大1年11月	日本昼夜 貯蓄銀行	改称して転出

銀行名	設立・改組・ 商号変更年月	本店所在地	資本金 千円	代表者・頭取	結 末	継 承 銀 行	備 考
曾 我 銀 行	明34年4月	足柄下郡下曾我村	50	長谷川良輔	合併 大13年12月	小田原実業銀行	大11年2月 貯蓄から普通へ
[夕行]							
大 師 銀 行	明33年11月	橋樹郡大師河原村	60	桜井権太郎	合併 昭15年3月	野村銀行	大10年7月 貯蓄から普通へ
第 二 銀 行 (横浜第二国立 改組改称)	明29年11月	横浜市本町	1,500	原 富太郎	営業譲渡 昭3年4月	横浜興信銀行	昭9年9月解散
大 雄 銀 行	明29年11月	足柄上郡南足柄村	30	荻須 梅信	商号変更 明45年2月	黒羽商業銀行	改称して転出
高 津 銀 行	明32年4月	橋樹郡高津村	50	鈴木 清助	商号変更 大3年1月	小野組銀行	改称して転出
玉 川 銀 行	大4年6月 (転入)	橋樹郡中原村	60	原 文次郎	解散 昭7年4月		大11年1月 貯蓄から普通へ
田村割引銀行	明32年7月	横浜市野毛町	20		解散 明33年12月		
東 港 銀 行	明13年10月	横浜市		茂木惣兵衛	不明(明28年以前廃業)		
東 陽 銀 行	明40年12月	横浜市尾上町	1,000	岡野欣之助	廃業 昭4年6月 (大12年9月より休業)		営業認可取消
東洋貯金銀行	明32年12月	横浜市南仲通	100		解散 明34年8月		
戸 塚 銀 行	明32年11月	鎌倉郡戸塚町	100	内山敬三郎	営業譲渡 昭3年6月	関東興信銀行	大11年1月 貯蓄から普通へ
都南貯蓄銀行	大10年12月	横浜市弁天通	1,000	左右田棟一	営業譲渡 昭20年5月	横浜興信銀行	県下貯蓄銀行を 合同して設立
戸部貯蓄銀行	明32年6月	横浜市戸部町	50	小泉毅右衛門	商号変更 大11年1月	戸部銀行	大11年1月 貯蓄から普通へ
戸 部 銀 行 (戸部貯蓄改称)	大11年1月	横浜市戸部町	200	小泉毅右衛門	廃業 昭7年12月 (大12年9月より休業)		営業認可取消
[十行]							
中 原 銀 行	明31年6月	橋樹郡中原村	50	朝山 信平	解散 明41年5月		
日本実業銀行	明37年11月 (転入)	三浦郡豊島町	60	関平右衛門	合併 大7年8月	駿河銀行	
野毛貯蓄銀行	明32年5月	横浜市野毛町	30	市原重次郎	商号変更 明43年5月	養老貯蓄銀行	
[八行]							
秦野銀行(旧)	明25年11月	大住郡西秦野村	20	飯田定次郎	合併 昭7年12月	秦野銀行(新)	大11年6月 貯蓄から普通へ
秦野銀行(新)	昭7年12月	中郡秦野町	1,000	普川敬二郎	営業譲渡 昭16年12月	横浜興信銀行	伊勢原・旧秦野 合併により設立
平 塚 銀 行	明29年5月	中郡平塚町	50	原田勝右衛門	合併 昭7年12月	平塚江陽銀行	大11年2月 貯蓄から普通へ
平塚江陽銀行	昭7年12月	平塚市平塚新宿	1,000	田中 庄七	営業譲渡 昭16年12月	横浜興信銀行	平塚・江陽合併 により設立
平 沼 銀 行	明43年6月	横浜市本町	1,000	平沼 専蔵	解散 昭5年6月		
平沼貯蓄銀行 (金叶貯蓄改称)	明43年8月	横浜市本町	30	平沼 専蔵	解散 大13年中		
藤 沢 銀 行	明25年11月	高座郡藤沢大坂町	50	寺田三郎兵衛	営業譲渡 明43年1月	関東銀行	明43年7月解散
藤沢貯蓄銀行	明29年10月	高座郡藤沢大坂町	50	足立留次郎	商号変更 明43年2月	関東貯蓄銀行	
武相貯蓄銀行 程ヶ谷第三百三 十二国立銀行	明32年10月 明12年4月	横浜市住吉町	100 70	石井虎之助	解散 大4年10月 転出 明26年5月		



銀行名	設立・改組・ 商号変更年月	本店所在地	資本金	代表者・頭取	結 末	継承銀行	備 考
[マ行]			千円				
松田銀行	明29年10月	足柄上郡松田村	50	吉田清太郎	合併 昭2年3月	駿河銀行	大11年2月 貯蓄から普通へ
鞠子銀行	明33年7月	足柄上郡谷ヶ村	30	武毛喜間太	合併 大13年2月	松田銀行	
武蔵商業銀行	明29年6月	横浜市元浜町	150		合併 明37年1月	左右田銀行	
武蔵貯蓄銀行	明30年7月	横浜市元浜町	30		解散 明37年3月		
明和銀行	昭2年7月	足柄下郡小田原町	3,000	川崎甲子男	営業譲渡 昭16年12月	横浜興信銀行	小田原実業銀行 の整理受託銀行
茂木銀行	明28年12月	横浜市弁天通	1,000	茂木惣兵衛	合併 大7年8月	七十四銀行	
元町貯蓄銀行	明33年4月	横浜市元町	30	中山 豊吉	商号変更 大11年6月	元町銀行	大11年6月 貯蓄から普通へ
元町銀行 (元町貯蓄改称)	大11年6月	横浜市元町	100	中山沖右衛門	営業譲渡 昭3年7月	横浜興信銀行	
[ヤ行]							
寄銀行	明33年8月	足柄上郡寄村	12		転出 明39年12月		
養老貯蓄銀行 (野毛貯蓄改称)	明43年5月	横浜市野毛町	30	岡野欣之助	商号変更 大6年2月	横須賀貯蓄銀行	
横須賀商業銀行	明39年12月	横須賀市元町	500	内山敬三郎	商号変更 大10年5月	共信銀行	
横須賀貯金銀行	明32年3月	三浦郡横須賀村	50		会社不成立に付登記前 解散		
横須賀貯蓄銀行 (養老貯蓄改称)	大6年2月	横浜市野毛町	100	内山敬三郎	商号変更 大11年2月	横浜銀行※※	大11年2月 貯蓄から普通へ
横浜銀行※	明23年11月	横浜市本町	1,000	平沼 専蔵	解散 明43年10月		
横浜銀行※※ (横須賀貯蓄改称)	大11年2月	横浜市吉田町	100	内山敬三郎	廃業 昭7年12月		営業認可取消
横浜銀行 (横浜興信改称)	昭32年1月	横浜市中区本町	700,000	吉村 成一	[現 存]		
横浜起業銀行	明29年10月	横浜市相生町	70		商号変更 明34年12月	起業銀行	改称して転出
横浜興信銀行	大9年12月	横浜市南仲通	1,000	原 富太郎	商号変更 昭32年1月	横浜銀行	
横浜蚕糸銀行	明29年2月	横浜市南仲通	300		解散 明39年5月		
横浜七十四銀行 (横浜第七十四 国立改組改称)	明31年4月	横浜市南仲通	1,200	大谷嘉兵衛	商号変更 大7年6月	七十四銀行	
横浜実業銀行	明33年3月	横浜市不老町	250	石川徳右衛門	合併 大10年2月	豊山銀行	
横浜実業貯蓄銀行	明33年7月	横浜市不老町	50	石川徳右衛門	合併 大10年10月	辛酉銀行	
横浜商業銀行	明28年11月	横浜市弁天通	50	木村庫之助	廃業 昭7年9月		
横浜正金銀行	明13年2月	横浜市南仲通	6,000	中村 道太	閉鎖 昭22年6月	(東京銀行)	
横浜商工銀行 (横浜中央貯蓄 改称)	大10年12月	横浜市吉田町	30	上郎 清助	商号変更 大12年中	上信銀行	
(横浜)第七十四 国立銀行	明11年7月	横浜市南仲通	250	伏島 近蔵	商号変更 明31年4月	横浜七十四銀行	明31年4月 普通銀行に転換
(横浜)第二国立 銀行	明7年8月	横浜市本町	250	原 善三郎	商号変更 明29年11月	第二銀行	明29年11月 普通銀行に転換

銀行名	設立・改組・ 商号変更年月	本店所在地	資本金	代表者・頭取	結 末	継 承 銀行	備 考
横浜中央銀行	明33年8月	横浜市扇町	千円 200	平沼 専蔵	合併 大9年中	安田貯蓄銀行	
横浜中央貯蓄 銀行	明33年8月	横浜市扇町	30	平沼 専蔵	商号変更 大10年12月	横浜商工銀行	大11年1月 貯蓄から普通へ
横浜貯蔵銀行 (工商貯金改称)	明36年4月	横浜市花咲町	30	栗原 良叔	商号変更 明42年5月	石井貯蓄銀行	
横浜貯蓄銀行	明15年1月	横浜市南仲通	50	大谷嘉兵衛	整理委託 大9年12月 (大9年5月より休業)	横浜興信銀行	昭7年11月 七十四に合併
横浜貿易銀行	明29年4月	横浜市本町	300	金子 政吉	営業譲渡 昭3年5月	横浜興信銀行	
横浜若尾銀行	明26年7月	横浜市本町	400	若尾 幾造	廃業 昭4年3月		
吉 浜 銀 行	明31年9月	足柄下郡吉浜村	100	向笠彦右衛門	商号変更 大2年3月	日東銀行	改称して転出
[ワ 行]							
渡 辺 銀 行	明45年4月	横浜市元浜町	1,000	渡辺福三郎	営業譲渡 昭13年2月	第一銀行	

- 注 1 本表は「銀行総覧」(大蔵省編)を基礎とし「神奈川地方金融史年表」・「神奈川県史」・「当行30年史」等により加筆・補正して作成した
- 2 資料により年月に差異がある場合はより確実と思われるものを記載した
- 3 明治26年7月の銀行条例改正による改組のうち商号変更を伴わないものは省略した
- 4 アイウエオ順とした
- 5 旧名称は銀行名の下に記入した
- 6 年号は略号を用いた
- 7 所在地、資本金、代表者・頭取名はできる限り設立・改組・商号変更時のものを用いた(ただし資本金は明治28年以降、代表者・頭取名は明治40年以降のものである)
- 8 結末は法的な存続にかかわらず実質的な結末を記入した